

第7回議会改革特別委員会会議録

○会議を開催した年月日及び場所

年 月 日 令和5年5月24日 午後2時00分開議

場 所 長生村役場3階会議室

1 出席委員

委員長	関 克也	副委員長	岡本高直
委員	諸岡夏輝	委員	矢部文美
委員	石川博康	委員	芝崎正信
委員	石川忠夫	委員	岩坂研二
委員	野口康宏	委員	木嶋晴一
委員	石井俊雄	委員	井下田政美
委員	門口昭	委員	小倉利一
委員	阿井市郎		

2 欠席委員

委員 東間永次

3 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 秋葉幸彦 書記 佐瀬友基

4 説明のため出席した者の職氏名

副村長 田中孝次 総務課長 木島正人

5 議事

(1) 長生村議会基本条例第22条の議員の政治倫理について

以上

午後2時00分開会

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 皆さん、こんにちは。

会議に入る前に、傍聴席の皆様方に注意事項を申し上げます。先ほど関委員長が申し上げたとおり、これより本日の会議は、写真、動画の撮影、録音は禁止しております。御協力をよろしくお願いいたします。また、スマホ、携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより第7回議会改革特別委員会を開会いたします。

初めに、関委員長に御挨拶をいただきます。

○委員長【関 克也君】 それでは、私の方から最初の挨拶を少しさせていただきます。

現職議長が逮捕されるという事件があり、その後、最初の議会改革特別委員会ということで開かせていただきました。今回の事件で、議会の側がいかに関政治倫理に反する事件を起こしたのか。そして、品位のないことをやってしまったのか。その内容を明らかにし、議会としてどんな対応をする必要があるのかを明らかにするために開いた今回の委員会ということになります。

議長によるセクハラの部分というのは、まだ表に出ておりません。しかし、いずれ大きな問題になります。私達議員は、議長によるセクハラの一部ですが、既に知っております。職員の人権を無視したセクハラの部分がいずれ明らかになれば、私達議会の対応がどうだったのかということが大きな問題になるでしょう。そのことも含めて、村議会が、今回の事件に対して、議長に対して、また、もちろん議長に対して厳しい対応を取ることになりますが、議会として、二度とこのような事件を起こさないということをはっきりさせて、対応策を取ることが重要となります。今日の委員会で、長生村議会が全国的に恥ずかしくない議論を、しっかりした議論、審議をしていくことをお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 ありがとうございます。

続きまして、木嶋副議長に御挨拶をいただきます。

○副議長【木嶋晴一君】 本日は、皆様、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。本特別委員会で審議する案件は、村議会が住民からの期待に応えられる議会に変わっていくために、大切な議案でございます。皆様の貴重なお時間をいただき、審議していただきますので、ぜひ、前向きで積極的な御発言をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 ありがとうございます。

それでは、次第4の議事につきましては、関委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長【関 克也君】 それでは、座ったまま、議事を進めさせていただきたいと思いをします。

まず最初に、(1)の議題として、長生村議会基本条例第22条の議員の政治倫理についてということで、最初の議題を論議進めさせていただきたいと思いをします。

今回、議員の政治倫理や議員の品位の問題、これがまず論議として必要だということと、併せて、4月7日の現職議長による事件についても、できる限り事実を明らかにしていき、政治倫理に反するということは明らかと思われるため、対応について協議していきたいと思いをします。

そこで第1に、議員の政治倫理、議員の品位について、これは、議員が備えていなければならないものであること。議会基本条例と会議規則にも、「重んじて活動しなければならない」、「重んじなければならない」と規定されているものであります。つまり義務となっております。議員の必須条件であることを改めて確認させていただきたいと思いをします。

それで、今日はこの最初の議題で、各委員の方の御意見をいただきたいということになります。よろしくお願いいたします。

資料として、用語解説の中に、一般的な品位の問題と、会議規則と基本条例のそれぞれに書かれている政治倫理、品位のことがどうやって規定されているかということと、ハラスメントの問題については、村のハラスメント防止に関する要綱、これは役場職員のなんですけれども、これを資料としてそれぞれ配っております。門口委員。

○委員【門口 昭君】 前回、全員協議会で、少し触れたんですけれども、執行部からの聴取をしたというものは、これ、何か参考で、今日は。

○委員長【関 克也君】 あります。

○委員【門口 昭君】 順番はどうなっているんですか。

○委員長【関 克也君】 そうですね。この今日の論議の流れについて簡単に申し上げます。それ、言っといた方がいいですね。

今日の論議の流れについては、事前に簡単なものをお配りしたんですけれども、最初に政治倫理の問題、これは論議する。

2番目に、当該事件の経過について論議する。この中で、執行部側から議会改革委員会

が聞き取った事件の経過について、私から報告します。報告して、質疑を受けるということをやると。執行部側の方も今日は参加しておりますので、聞き取った執行部側にも経過についての質疑ができるということでもあります。

全体の事件の経過について質疑が、委員長から説明した経過についての質疑が終わりましたら、全体、執行部側は退席していただいて、議会改革委員会の委員の中で事件の問題について協議するという流れにします。最後に、委員会として、どういう確認ができるかというのをやりたい。確認、決定事項を整理して終了するという流れになります。

よろしいでしょうか。そういう全体の流れ。

○委員【門口 昭君】 分かりました。

○委員長【関 克也君】 だから、政治倫理ってちょっと抽象的なんですけれども、最初は、念のため意見を出していただくということにします。

○委員【門口 昭君】 言っていていいですか。

○委員長【関 克也君】 はい、門口委員。

○委員【門口 昭君】 ちょっとマスクを。倫理性とか品位というのは、委員長が言われたように、大変抽象的で、どこからどこまでが倫理なのかということで、分かりにくいわけなんですけれども、簡単に言ってしまうと倫理というのは人の道です。人がやっていいか、よくないかということだと思えます。これも道徳と同意義なのかなというふうに思います。東間議長は、大変古くから議員やられて、いろんな功績もある方なんですけれども、それとはまた裏腹といいますか、それにこびりついているっていいですか、ずっと長年蓄積されて、今回のようなことになったんであろうと思います。そして、倫理性について言う場合、具体的にやっぱり暴力性があるかないかとか、そういうことだと思えます。やっぱりその暴力性があるかないかといったところで、私がちょっと確認したところでは、長南町の元議員を、茂原の某旅館で議員の集まりがあった後に、その方がたばこ吸っていたら、あんたが誰々かいと名前を尋ねて、「そうです」と言ったら、いきなり顔面を殴ったと。こういうことを19日の日にも確認しております。これはもう10年ほど前の話でした。改めて聞いたら、そのとおりだと。そしてまた、その1ヶ月後に、同所で、やはり議員が集まった後に、酒席で、そのある議員を足蹴にしたというようなことを聞いております。したがって、全く倫理性に反する、暴力性を持った、私は行いであると思います。まだ他にもあるんですけど、私が確認した事実は今のようです。つまり、暴力性があると。これは倫理に反していると。こういう意見です。

以上です。

○委員長【関 克也君】 分かりました。どういう問題が倫理に反するのか、品位がないのかという問題で一応発言していただいたということで。今回の議題とちょっとずれましたけれども、ただ、内容について説明したということで、分かりました。

他にございますか。よろしいですか。ちょっと抽象的な問題なので、今言われたとおり、議会基本条例で非常に短く書いてあるんですけども、「議員は住民の代表として」、これ、非常に大事なところで、「その倫理性を常に自覚し、議会の品位を重んじて活動しなければならない」と。「ならない」と書いてあるところが非常に大事なところで、住民の代表者で、議会が行政のチェック機能を果たす。そういう役割を、重要な役割を果たしているのに、そこで政治倫理をきちっと持って、暴力など振るわない、当然、これは当然のことで、それで品位を、礼儀や品格というんですけども、人に自然に備わっているそういう品位を保って行動しなさいと、それは住民の代表として当然だということで、義務規定になっているというところが大事なところだと思います。

以上、簡単に触れただけでここはいいと思うんです。

○委員【門口 昭君】 いやいや、ちょっと待ってください。

○委員長【関 克也君】 はいはい。

○委員【門口 昭君】 簡単に触れてもらっちゃ意味がないですよ。だって、倫理性といったってわけが分からないんですよ、抽象的で。具体的な事例を挙げて初めて倫理に違反しているなということが確認できるわけです。だって倫理の定義を、学者が言うようなことをまとめて言ってみたって、何もありませんよ。

○委員長【関 克也君】 そこで。

○委員【門口 昭君】 具体的なことを挙げてやることは私は大切だと思いますよ。

○委員長【関 克也君】 はい。その具体的なものが次に。

○委員【門口 昭君】 そう、さっき言ったことです。

○委員長【関 克也君】 そうです。

○委員【門口 昭君】 的外れと言いましたけど、的外れていませんよ。

○委員長【関 克也君】 はい。じゃ、他に具体的にこういうものだというので、発言される方があれば、どうぞ。石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今の委員長の言葉とはちょっとずれるかもしれませんが、今、門口委員がおっしゃったとおり、この問題が一番大事なポイントだと思うんですよ。

ね。具体的に議論する部分だと思います。この今言った、委員長が初めにおっしゃった品位、政治倫理の問題は、今、傍聴に来られている方、初めて今回の事件について知る方もおられると思います。まず、この議論を、さらっと今、言われたようにやって、もうあの事案の概要をしっかりと、新聞報道等によりまず事案の概要を説明するなり、内容を皆様に明らかにすれば、それが政治倫理に反するのか、品位の尊重を重んじなければならないという、そこに抵触するのかというのがおのずと判明すると思いますので、まず、事案の概要とか、先へ進めていただいて、それが済んだ後、またフィードバックしまして、この問題について議論したらいかがかと考えております。いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】 具体的な政治倫理の問題は、この後の経過の中でも大いに発言していただくということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 よろしければ、この政治倫理についてと基本条例22条ということについては、後にまた、もし意見があれば出していただいて、議題としては、次に移っていくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 よろしいですか。それでは、政治倫理についての議題を一時終了して、次に、移らせていただきたいと思います。

議事の中では、その他というふうになっておるんですけども、2日前の議会全員協議会の中で、当該事件、現職議長の逮捕事件になりますけれども、特にセクハラ、パワハラの問題について論議をすると、当該事件含めて。そういうことを議会改革特別委員会でやりましたという結論になっておりました。

その他の議題で、議長によるセクハラ、パワハラ問題についてということで議題にしてよろしいかということをご諮りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員【門口 昭君】 ちょっと待ってください。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 また最後の方に具体的な例を挙げてというふうなことなんですけど、最初、倫理性と品位についてと、まず確認したいということでしたね。

○委員長【関 克也君】 はい、そうです。

○委員【門口 昭君】 倫理性は確認しました。

- 委員長【関 克也君】 うん。
- 委員【門口 昭君】 品位の方はざっと確認しなくていいんですか。
- 委員長【関 克也君】 共通する問題ではないかというふうに思ったんですけど。
- 委員【門口 昭君】 いや、共通とは言っても。
- 委員長【関 克也君】 それでは、じゃ、門口委員。
- 委員【門口 昭君】 共通とは言っても、やっぱり倫理は倫理、品格というのはやっぱり、品位というのは、品格とは、その人の地位のことを言うんですよ。ちょっと若干やっぱり違うんです。
- 委員長【関 克也君】 地位に備わっているものということですか。
- 委員【門口 昭君】 ですから、条文も。
- 委員長【関 克也君】 そうですね。
- 委員【門口 昭君】 ですから条文も倫理性と品位というのをちゃんと分けて書いてある。
- 委員長【関 克也君】 分けてある。
- 委員【門口 昭君】 品位についてもやっぱりざっと、私達は、被害者である女子職員が録音したのも既に聞いていますね。
- 委員長【関 克也君】 そうなんですね。
- 委員【門口 昭君】 何人かは。そういった意味からして、もうそれやって聞いたことを基本に、やっぱり少し確認していければなと思います、私は。
- 委員長【関 克也君】 それでは。
- 委員【門口 昭君】 それはまた後の方で出てくるということですね。
- 委員長【関 克也君】 はい、まだもう少し論議してくれということですので、引き続き、品位の問題ということで。そうすると、広辞苑には簡単にしか書いてないけれども、これ、一般的にインターネットで引いて書いてあるものを見ますと、品位というのは、「個人ないし特定の団体が、礼儀や節度や人徳、気高さに富む様をいう」と。「また、そうした品位の保持は、人々より尊敬あるいは信用を受けるとされる」と、こうなっております。その人の、本来人に備わっているものではあるけれども、その特定の個人、また地位に応じて、その方に備わっている気高さと。あるいは礼儀や節度というものだということですね。それで、これが備わっていることによって、初めて議会と議員が信頼されるということになると思われま。

○委員【門口 昭君】 いいですか、委員長。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 いや、国語辞典ではそう書いてあるわけですがけれども、何ら品位を説明されたという気にはならないわけですがけれども、言ってみれば、相当な、数ヶ月に渡って、電話等によるセクハラ行為が行われてということは、ここにいる方は、ほとんどの方はもう事実を確認していますね。確認しているんですよ、既に。

○委員長【関 克也君】 はい、はい、はい、はい。

○委員【門口 昭君】 そういったことを聞いたから、議長、ちょっとまずいよという話になってきたんです、今まで。それを、はっきり言ってみれば、女子職員に対する執拗なセクハラ、結論的に言えば性行為を求めているんです、あれ。

○委員長【関 克也君】 そうですね。

○委員【門口 昭君】 セクハラ行為。金品まで受け取ってくださいなんていうことをやっているわけです。ですから、そういったことも踏まえて、これから説明する、執行部から聞き取ったことを参考に、やっぱり私は議論していくべきだと思います。ですから、倫理と品位は、私、今、言ったようなことぐらいで、それ、いいと思います。ただ、あまりにもやっぱり辞典を、意味言われても、はっきりしないし、また、これ、住民は聞いて納得できないんですよ。だから、ぜひこの内容は、住民が聞いても納得できるように、「あ、そういう経過があったのか」と。そういう事実があって初めて、倫理と品位規定に違反するんだなというふうにやっぱりなっていないと、何らこの調査委員会開いた、私、意味がないと思いますよ。そういうこと踏まえて進めてください。

○委員長【関 克也君】 いいですか。

○副委員長【岡本高直君】 これ、経過に入った方がいい。

○委員長【関 克也君】 そうですね、経過に入った方が。

それで、実は執行部側から聞き取った経過の中に、かなり以前から、議長による職員に対してのセクハラが行われていた。そういう項目を入れてあります。最後の項目になります。その中で、もう少し、いろんな事実があるということであれば、さらに、深めていただきたい。そこで次に、議長によるセクハラ、パワハラ問題についてということで、その中でありますので。移らせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 それでは、次のその他の議題の、議長によるセクハラ、パワハ

ラ問題についてということで、議題を移って論議していきたいというふうに思います。

これ、最初に、実は4月24日に、議会改革の委員長、私と、副委員長の2人で、執行部側にその事件の内容についての聞き取りを行いました。その内容、事前に配ってあるのは議長によるパワハラ、セクハラ事件の経過について（2023年5月）としてあるんですけれども、これについて、聞き取りの内容をまず報告させていただきます。

執行部側は副村長と総務課長。4月24日の月曜日の午前9時過ぎに、委員長、副委員長の2名で聞き取りを行いました。これは4月7日が事件ですけれども、その後被害届を提出するまでの経過を聞いたということでもあります。

最初は、まず、2023年4月7日金曜日。議会事務局職員の歓送迎会で、議長及び副議長が出席して、会席が行われた。一次会はいすみ市の大原で。二次会もいすみ市内で行われた。会席の参加者は、議長及び副議長と役場職員4人、合計6人ということになります。歓送迎会の終了後、午後10時頃、二次会会場を出発し、議長の自宅に帰るまでの間に、公用車の車中で、東間議長による事務局職員へのセクハラ、パワハラが行われた。二次会会場から議長の自宅に送るまで、相当長く感じたであろうと予測できる。議会事務局長は、午後11時頃議長宅に下ろされた。午後11時半頃に職員が議長宅に、議会事務局長を迎えに行くということになったとされています。そして次に、村の執行部側には、4月10日の月曜日に、被害者から報告があった。さらに、この4月10日の月曜日、事務局職員が事件の起きた車のドライブレコーダーを確認したが、データは残っていなかった。ただし、これ後で確認したところ、この確認、ドライブレコーダーの確認は、事件の次の日の4月8日ということでありました。

次に、この4月10日の月曜日、同じ日ですが、長生中学校の入学式が9時半から行われた。その後、議長は、被害者に謝罪をした。

次に、被害者は4月12日水曜日の夜に、警察に相談している。翌日の13日木曜日、警察に、これ茂原警察署のことですが、相談し、事情聴取されているとしています。

被害者は、4月20日木曜日以後に、被害届を茂原警察署に提出した。

事件の証拠としては、被害者の診断書がある。それと、ドライブレコーダーについては、警察署が押収した模様。

被害者本人の気持ちだが、議長が謝罪して終わりということでは納得がいかない。事件後、食事もできず、シートベルトも自分でかけることができない。物理的だけでなく精神的な被害が大きいとしております。

最後に、この事件の相当以前から、東間議長によるセクハラが行われていたとのことと
なっています。

以上が聞き取りのざっくりした中身でございます。

それで、私の方からの、執行部側へ聞き取った報告は以上でございます。これについて、
執行部の方も参加しておりますので、質疑のある方は、挙手してお願いをいたします。井
下田委員。

○委員【井下田政美君】 ちょっと確認させてもらいたいんですけども、先ほど委員長
の経過についての書面によると、4月10日の月曜日と書いてあるのが、4月8日に、月
曜日にドライブレコーダーのデータが残っていなかったということでもいいですね。10日
と書いてあったけど。

○委員長【関 克也君】 これ、4月8日が正確だそうです。

○委員【井下田政美君】 はい。

○委員長【関 克也君】 次の日ということになります。

○委員【井下田政美君】 委員長、続いていいですか。

○委員長【関 克也君】 どうぞ。井下田委員。

○委員【井下田政美君】 村の例規集の中に、皆さん御存じのように、ハラスメント防止
に関する要綱というのがありますけれども、その要綱によると、職員任用等の形態を問
わず村の業務に従事する全ての者というのは当然我々議員も入ると思うんです。それと、
またその下に、職員の間の問題及び職員と村民との間の問題に適用するというのも、我々
も入ると思うんです。

○委員長【関 克也君】 そうですね。

○委員【井下田政美君】 それで、この問題に入る我々も含めた対応措置、このセクハラ
を受けた人からの相談があった場合の対応措置として、ハラスメント被害者に対して限り
なく、可能な限りの最善の措置を与えるよう努めるものとするって、8条ですか、8条に
載っていますけれども、この最善は、可能な限りの救済というのは、御説明いただければ
と思うんですけど。

○委員長【関 克也君】 これは、要綱は、役場執行部側の方で説明いただけますか。

○総務課長【木島正人君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 今、井下田委員からの御質問なんですが、長生村職員のハラ

ハラスメント防止に関する要綱、これについては、第2条の定義の中で職員というのは、任用等の形態を問わず、村の業務に従事する全ての者をいうということで、一般的には、職員間のセクハラ、パワハラということで、それについては、職場内で完全に除去するというような形での要綱となっております。

○委員【井下田政美君】 3条の方は。

○総務課長【木島正人君】 はい。

○委員【井下田政美君】 3条の方、適用範囲。

○委員長【関 克也君】 井下田委員、手を挙げて言ってください。

○委員【井下田政美君】 どうもすみません。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 これにつきましても、私ども被害者の方から話は聞いておりますが、いわゆる村民であるとか議員さん達、いわゆる加害者側と言われるんですか、そういうような方達に対して事情聴取とかするというのはちょっと、この要綱では考えておりません。

○委員【井下田政美君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 井下田委員。

○委員【井下田政美君】 対象にはなっていると、確認でよろしいですか。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 基本的には、これは職員間の関係であって、職場の環境づくりということで、基本的に、村としては、職員間のという考えで、今持っているところがございます。

○委員【井下田政美君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 井下田委員。

○委員【井下田政美君】 この3条は、職員と村民との間の問題って載っていますけど、職員間だけじゃないんじゃないでしょうか。

○総務課長【木島正人君】 はい。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 これにつきましては、村職員が、村民であるとかそういう方達にハラスメントであるとか、いわゆる加害者側になった場合にいわゆる懲戒処分というような形で処分できるような形での要綱の作りだというふうに考えています。

○委員長【関 克也君】 井下田委員。

○委員【井下田政美君】 確認ですけど、村の職員が村民だった場合の村民という考えでよろしいんですね。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 認識的にはおっしゃるとおりなんですけど、いわゆる加害者側になって、村の職員が村民に対して、パワハラであるとか、セクハラをした問題については、村として懲戒処分をする関係で、この要綱はあるという認識しております。

○委員長【関 克也君】 これについては、もう少し聞きますか。

○委員【井下田政美君】 いいです。

○委員【門口 昭君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 今、井下田委員からいろいろ執行部に対してお伺いしていたんです。私は、これ要綱ですよ。要綱。

○委員長【関 克也君】 そうですね。

○委員【門口 昭君】 要綱というのは、これは村長が事務処理するためにつくるもので、一般には議会とか村民に対する適用というのはないもんなんですよ、これ。ただ、職員にこういうことに気をつけましょうという意味の、法令の形式的な効力からいえばですよ。これは議会をちゃんと審議して通った条例であれば、これはもう村民も議員もみんな適用になるんですけども、あくまで要綱ですので、これは今の執行部のまとめが、もうそのとおりかなと思います。しかし、これ、村の要綱じゃなくても県に条例があるんです。千葉県迷惑防止条例と。これはセクハラ等についても書いてあります。今日も、私も県の方にも確認して、ちょっと見ました、11条でしたか、ちょっと条文、皆さんにお見せすることはできなくてあれなんですけれども、やはり電話等で、執拗に卑猥なことを言ったりすれば、県の迷惑防止条例でも刑罰を科せるようになっています。ですから、要綱がなくても県条例は適用されると。長生村民も県民ですから。ただ、これはちょっと立法論になるんですけども、これからもうすぐですよ。職員も議会も村民も、セクハラ、パワハラに対して、守られるような条例制定をしていかなければ私はならないと思っています。ただ、今日はそのことを言っても、まだ先のことであると思うので、今回の議長の倫理というところからかけ離れますのでやめますけれども、そのように村の条項は直接適用はないと言っても、県条例の適用はあるんじゃないかと私は思います。

○委員長【関 克也君】 県条例の適用となると、県に訴えるというか。

○委員【門口 昭君】 そういうことですね。

○委員長【関 克也君】 今の解釈ですと、村のハラスメント防止に関する要綱というのは、職員が加害者になった場合だという解釈だというふうに言っておるということですね。

単純に、要綱を見ると、職員と村民等との間の問題に適用するということと、ハラスメントを受けた職員に対しては、相談窓口もあるというように書いてあるんです。ですから、もうちょっと、この要綱を有効に活用する方法もあるのではないかと私は思っていました。

いずれにしても、条例をもしつくとすれば、村全体の条例もつくって、ハラスメント防止条例のようなものをつくって、議会はどうするのかということも、議会独自に条例つくるかどうかという問題もありますけれども、いずれそのような、立法措置のようなものもやる必要があるということだと思います。いいですか。ここは。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 その他に。石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 セクハラ、パワハラという話では出ておりますので、要は加害者側についてはやった方なので、私達が思う、私が思うには、被害者の救済なり、救いの手を伸べるということがまず第一じゃないかなど。事件性があつたとしても被害者をどう守るべきかとか、被害者の立場に立っていろいろ進めるというのが、私達議会人、村の代表として取るべき行為ではないかと思えます。ですから、今、条例とか規則とかという話ですけど、この要綱が駄目だったらほかの規定だとか使って、現状としてその被害者である方がどういう保護をされたり、どういう扱いされているかと。その辺の内容がちょっと明らかにされておきませんので、執行部の方から話せる範囲内で、どういう状況で、救済の手を出していくのか、その辺をちょっとお話しいただければ、話も進むのではないかと思います。

○委員長【関 克也君】 総務課長、答えられますか。

○総務課長【木島正人君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 ちょっと答えになっているかどうか分からないんですが、まず私の方も職員を守らなければいけないというのが第一の立場でありまして、今回、議会の局長とか、議員さんですとかにも御相談に行ってるかと思えますが、私の方も話を聞いた中で、できるだけもう議会事務局の方に行かないような措置ということで、今まで議会

事務局の方に配席があったんですが、これについては話をさせていただいて、配席を総務課の方にさせていただいて、できるだけ議会の方には近づかないようにというような形でも措置を取っているところでございます。

以上です。

○委員長【関 克也君】 どうですか。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今のお話ですと、可能な限りの対応はしているという理解でよろしいかと思えます。加害者と被害者という形で、1点だけ、加害者の方、被害者からは話は聞いているけれども、規則上、加害者からは話を聞けていないということですか。その確認、1点だけ。

○委員長【関 克也君】 これは、一応、総務課長。

○総務課長【木島正人君】 はい。加害者からは話を聞いておりません。このハラスメント防止に関する要綱上でも適用外でありましたので、まず、被害女性、職員が、議員の皆様方にも、議会事務局にも相談しているということでもございましたので、そちらの対応の方も早めにしていただけたらいいなというような考えでありました。市原であるとか、最近いろんなところで議会からのパワハラ問題が多く出ておりましたので、議会と執行部との関係で、先ほど委員長とか、門口委員さんとか皆さんのお話があったように、議会議員からによるパワハラによるいわゆる要綱ですか、そういうものを作成していただければいいんじゃないかというふうに個人的には考えていたところでございます。

以上です。

○委員長【関 克也君】 よろしいですか。

○委員【石川忠夫君】 はい。

○委員長【関 克也君】 他に。門口委員。

○委員【門口 昭君】 どうも、くどくて申し訳ないんですけど、先ほどから言っていますように、要綱を幾ら、重箱の隅をつつくように、意味がないですよ。要綱というのはただ事務を執るため村長が決めるもんなんですよ。もう言ってしまうと勝手に決められるの、村長が。こういうふうにしてしまうよって。だから条例にしないと。条例は議会でちゃんと審議します。質疑して討論して採決します。だから住民にも効力が出るんですよ。要綱でもって住民を何とかさせようって無理なんです、これ、土台が。ですから、要綱の文言

にも条例なんかと同じようなもんが出ているんです、形式的には。でも、全然中身が違うんですよ。片やおもちゃみたいなもんでね、要綱は。だからそういう正式なものをつくらなければいけないと。それには県条例も、もちろん法律も、県条例も、他市町村のものも含めて。ただ職員だけのとか、議会の人だけのとかじゃなくて、全住民に適用されるような、やっぱり条例をつくらないと。何か今、話を聞いていますと、要綱と条例が一緒のもんだというような発想で議論しているんですよ。それはちょっとね、何かあまり益のない議論に思います。ぜひ前向きに、もうこういう経験したわけですから、早速にでも、議員発議なりして提案していくと。それでしっかりこういったセクハラ、パワハラの条例を調査研究して、もう先にやらなきゃいけないという課題であるかなと思います。ちょっと話の端々をつかんで言うようで申し訳ないんですけど、基本的な事項をやっぱり理解しないと、幾ら議論しても無益だと私は思います。

○委員長【関 克也君】 まとめのところでまたやっていこうと思いますけれども、しっかり議会で議論をして条例をつくるということは欠かせないでしょうということだと思います。

その他にございますか。

○委員【芝崎正信君】 はい。

○委員長【関 克也君】 芝崎委員。

○委員【芝崎正信君】 門口委員のおっしゃることはよく理解できますが、私ども議会議員一人一人が今後どうあるべきかというのが非常に大事になってくると思います。議長については、今後捜査も進んでいろいろな問題が出てくるとは思われますが、この品位であるとか、政治倫理、確かに抽象的なもので、どうしたらいいかということになりますと、議会議員のハラスメント防止策についてとか、議会議員が公用車の使用についてはどういうふうにしたらいいのかであるとか、議会議員が会議に出た場合の、議会事務局職員の動向についてどうあるべきかとか、より具体的な項目について、今後、みんなで議論して、いわゆる抽象的に言っても理解できないと思うんです。だから、今日、これをすぐに3項目全部決めようということではなくて、今後議論していく中で細かいことを決めていくのが必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】 それはそうですね。今、言われたとおりのことだろうと思いますね。

○委員【阿井市郎君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 阿井委員。

○委員【阿井市郎君】 私も先ほど門口委員、芝崎委員の発言の中で、私、思っていたんですけど、このハラスメント防止条例というやつを議会提案でつくって、議員が職員に対する問題、それと議員同士の問題、それと議員が村民に対する、こういうことがあっちゃならないことなんですけれども、今、残念ながら起きてしまった。これ、二度と繰り返さないために、条例、ぜひ早急に検討委員会をつくって、つくるということをここで決めてもらいたいんですよね、決議して。それで、それに対して、早期で、あした、あさってでできるもんじゃありませんから、討議してやっていくということで。たまたま、今朝私は、読売新聞、千葉県で初めて柏市でこれを検討し始めた。残念ながら千葉県、どこの町村もないんですよ。それに先駆けてこれをやって、その中で今、芝崎委員が言ったように、細かい問題は要綱なりで、条例を受けてつくっていく。こういうことはやるとこれに抵触しますよとか、そういうふうにして、誰もがそれを見れば分かるような形を取って、それはやっぱり私は、村民に信頼の回復につながるんじゃないかなと思っています。ぜひ、今日の会議でこれを決議しておいてもらいたいなと思っています。

以上です。

○委員長【関 克也君】 分かりました。その他ございますか。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 今後どうするかについての芝崎委員、そして、阿井委員、門口さんの提案に対しましてでございます。その前に、全体像をちょっとつかみたい、お聞きしたいので、何点か、執行部の方にお話を伺いたいと思います。

1つは、今回の4月7日の問題については、公務外、私用で公用車を使って行って帰ってきたと、こういうことが報道機関からの情報、あるいは、16日の6名の議員さんの記者会見の質疑の中でも明らかになっています。そこでお聞きをいたします。公務外ということですから、私用ですよ。私用で行ったと。分かりました。何時頃役場の公用車に乗って出発したのか、まず、お聞きしたいと思います。

○委員長【関 克也君】 これは、いいですか、公用車の管理ということで、総務課長の方で答えられることありますか。

○副村長【田中孝次君】 じゃ、私から答えます。

○委員長【関 克也君】 副村長。

○副村長【田中孝次君】 まず、何時に出発したかとか、そういう問題については、我々ではなくて、今日は局長がいますから、取調べの局長から話すべきだというふうに思って

おりますが、取りあえずそれに関しては。

○委員【石井俊雄君】 じゃあ、それは。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 いいですか。それはまた次の段階のステップのところでお聞きします。私用で行ったということですから、現地全体的に見ると、いすみ市で5時から一次会が始まった。であれば、5時15分までが勤務時間です。5時15分前に出ないと着きません。年休の届けは4人出ていますか。お聞きします。

○委員長【関 克也君】 副村長。

○副村長【田中孝次君】 私の方からお答えしますが、議会の職員は、服務含めて、出張を含めて、全て、議会議長の決裁でございますので、我々の及ぶところではございません。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 じゃ、その問題も次の議会の関係のところの質疑でまたお聞きしたい。もう1つ次のところです。公用車の使用基準、私用と公用、分かれていると思うんですけど、どんな基準で使わせていたのか、執行部の方にお聞きいたします。

○委員長【関 克也君】 総務課長、大丈夫ですか。総務課長。

○総務課長【木島正人君】 公務か公務外の使用かというふうな認識ですが、一般的に今の村の例規集には、運行等の規則についてはございません。当然ながら、公務いわゆる職場の仕事の一環として使うものが公務、それからそれ以外は公務外ということで、公務、公務外というのは区別をしております。当然、公用車についての公務外使用というのは、絶対できないというような認識を持っているところでございます。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 どんな形で、役場の公用車を使うようになる手順がどうなっているかということで、ちょっと、教えてください。

○委員長【関 克也君】 総務課長。

○総務課長【木島正人君】 現在の公用車の運行の予約については、職員によるパソコンでの予約システムになっております。予約をすれば使えるような形で、上司の決裁等が不要になっておりますので、これらについては、今回の件がありましたので、基準を変えていきたいというふうにシステム改修の方も併せて検討しているところでございます。

- 委員【石井俊雄君】 はい。
- 委員長【関 克也君】 石井委員。
- 委員【石井俊雄君】 今後検討していくということは、今までは上司の許可とか承認とか、そういうものはなかったということですか。
- 委員長【関 克也君】 総務課長。
- 総務課長【木島正人君】 石井委員、おっしゃるとおりでございます。
- 委員【石井俊雄君】 はい、委員長。
- 委員長【関 克也君】 石井委員。
- 委員【石井俊雄君】 私もいろいろ調べてきたんですけど、ここに千葉市の庁舎用自動車管理規程というのが、これネットでもらえるんですけども、やっぱりどういう位置づけで公用車を使いたいかということで、書面申請をして、貸出しを許可する管理者がいて、じゃ、いいですよということがかぎを渡すみたいな形で使わせていると。そういうところがちょっとありましたので、今後、使用規定などをつくって整備していくということですから、ぜひ今後はそういう公用車の使い方の申請、そして許可、そういったものをきちっと明らかにして、公用車を使ってもらおうと。そういうふうにぜひしていただきたいと思えます。
- それから次の質問です。よろしいですか。
- 委員長【関 克也君】 はい、石井委員。
- 委員【石井俊雄君】 ドライブレコーダーの問題であります。
- 委員長【関 克也君】 ちょっと待ってください。
- 委員【井下田政美君】 議題からずれている。
- 委員【石井俊雄君】 いや、ずれてない。
- 委員長【関 克也君】 ずれてはいないんだけど。
- 委員【石井俊雄君】 全然ずれてない。
- 委員長【関 克也君】 公用車の管理の問題なんですけれども、さっきの話ですと、職員が、これだけちょっと確認しておきたいんだけど、パソコンで調べれば、そこに入れちゃえば使えるということになっているということなんですか。その職員というのは、課長以上とか係長以上とかって決まってはいるんですか。
- 総務課長【木島正人君】 はい。
- 委員長【関 克也君】 総務課長。

- 総務課長【木島正人君】 全職員が、入れれば予約ができるというふうな形になります。
- 委員長【関 克也君】 ということは、かなり職員が自由に、ある意味自由に使えると。いうふうになっちゃっているということですね。石井委員。
- 委員【石井俊雄君】 役場の公用車全部にドライブレコーダーは設置しているわけですか、ちょっとお聞きしたい。
- 委員長【関 克也君】 これは、あまりちょっとあれだけど、総務課長。
- 総務課長【木島正人君】 一応これは、ドライブレコーダーについては防犯上のためにつけるといことで、一部ダンプであるとか、そういうものにはついていないと思いますが、それ以外についてはほとんどドライブレコーダーを搭載しております。
- 委員【石井俊雄君】 分かりました。委員長。
- 委員長【関 克也君】 石井委員。
- 委員【石井俊雄君】 この例規集を見ますと、ドライブレコーダーの管理者が総務課長になっていますね。このドライブレコーダーを今回の事故、事件というか、その後、即座にドライブレコーダーを消しているというのを事実が明らかになっています。ネットで、私が言っているんじゃない、ネットでは東間議長が誰かに指示をして消させた。そういうふうになつてはいるんですよ。ドライブレコーダーの管理者は、ここにいらっしゃいます総務課長でございます。その辺どうなっているのか、まさか総務課長が消したわけじゃないと思うんですけど、そこはどういうふうになっているのか、ここで明らかにしてもらいたい。
- 委員長【関 克也君】 経過の中の1つなので。
- 総務課長【木島正人君】 はい、委員長。
- 委員長【関 克也君】 総務課長。
- 総務課長【木島正人君】 今、石井委員がおっしゃったように公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する規程の中で、管理者、総務課長になっています。先ほど、関委員長の方からお話があった中で、4月7日の傷害事件があつて、4月8日にドライブレコーダーのSDカードですか、を確認していたら、一部が消えているのか、なくなっているのかということ職員から伺いました。それを聞いたのはもう10日以降ですけど。それについて、警察の方にSDカードの方は押収をされております。私どもの方では、それが故意に消されたのか、それとも最初から映ってなかったのか、全く分かりませんので、私もそのSDカードを確認していませんので、その辺について私の方で、誰かが消したとか、

そういうのは把握してないところでございます。

以上です。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 ドライブレコーダーの管理者を抜きに、ネットの話ですよ、東間議長が誰々に指示して、当日の画像を消したということでもあります。今の質問の中では、管理者自身が知らない、分からないということでもありますから、今後十分、事実が明らかになったら、教えていただきたいというふうに思います。

○委員長【関 克也君】 それで、大事なのは経過、いいですか、私の方で。経過の中で大事なのは、ドライブレコーダーの管理は総務課長だと思うんですけども、規定上、総務課長の許可なしにドライブレコーダーの取外しだとか、その中身の消去だとか、そういうものができるということなんですか。それとも、そうじゃなくって、管理上こうだというのが職員に徹底されているということなのか。その辺。総務課長。

○総務課長【木島正人君】 当然このドライブレコーダーに映っている中には、いわゆる個人情報等が入っている関係で、この運用に関する規程というのでできている中で、これを管理するのは総務課長であるというような規定になっております。ただ、今回の件に関しては、私もドライブレコーダー、当然、今、公用車についているのは前方しか映らない画像、それから、多分音声データが入っているんじゃないかなというようなことで、今回職員が4月8日に確認をしたところ、これも私の指示ではないんですが、8日に確認したところ、やはり映っていないというような話はありませんでしたが、先ほど言いましたように、それが故意に誰か職員が消したのか、最初から映ってなかったのか。そういうものを全く、警察の方も発表はしておりませんので、私どもの方で今現在お答えすることはできない状況となっております。

○委員長【関 克也君】 いや、総務課長の許可なしには触れないというか、変えられないということよろしいですね、一応ね。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 最後の質問になります。総務課長には最後の質問になります。全職員に対してドライブレコーダーをいじったのか、操作したのか、削除したのかという聞き取りは、役場の庁内でやりましたか。

○委員長【関 克也君】 これは答えられますか。総務課の方で。いいですか。総務課長。

○総務課長【木島正人君】 全職員に対してはやっておりません。ただ、今回使用された公用車が、産業課所管の公用車であったことから、産業課の職員には聞き取り調査をしております。

以上です。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 これ以降の質問は、小高村長にお聞きしたいことがありますので、どっかで小高村長に来ていただいてお聞きしたいと思いますので、御配慮よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長【関 克也君】 ちょっと待ってください。これ、今説明した経過、聞き取りの経過についての質問ということなので、今のところ、村長はこの聞き取りに関わっていない。村長は、聞き取りについては関わっていないんです。ですから、もし、その後の議論で、どうしても必要だというときであれば、そのときに申しteいただくということでいいですか。これは、ちょっと今、村長は、聞き取りとは関係ないことなので。それで、他にございますか。よろしいですか。石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 この事件の相当以前、4月7日以前から、東間議長によりセクハラが行われたというふうな話なんですけど、この以前からという起点はいつで、セクハラ行為が発覚した端緒というものは、どこから始まっているんでしょうか。確認です。

○委員長【関 克也君】 なるほどね。今の質疑については、総務課長あるいは副村長で、分かる範囲で答えられますか。

○副村長【田中孝次君】 分かりました。

○委員長【関 克也君】 副村長。お願いします。

○副村長【田中孝次君】 うちの方では、何月何日からという明確な日程、スタート時間は分かりませんが、もう昨年からという話は分かっておりますが、今回は、セクハラに関して事件化されておられませんので、我々は、今回、事件に合わせての中で我々に話があったということでございます。

○委員長【関 克也君】 どうですか。昨年からやられていたという話は聞いているということでしょうか。

- 副村長【田中孝次君】　そうです。
- 委員【石川忠夫君】　委員長、いいですか。
- 委員長【関　克也君】　石川忠夫委員。
- 委員【石川忠夫君】　私が聞きたかったのは、以前から行われたというセクハラ行為については、端緒、要は、どういうきっかけでそれが発覚したのかということの確認です。改めて確認です。
- 委員長【関　克也君】　これは分かる範囲で。もし、総務課長、副村長の方で。
- 副村長【田中孝次君】　私が答えます。
- 委員長【関　克也君】　副村長。
- 副村長【田中孝次君】　発覚と言っている意味がよく分からないんですが、先ほど申し上げましたように、今回の事件に際して、被害者である職員から話の中でその話が出たよということでございます。
- 委員長【関　克也君】　よろしいですか。
- 委員【石川忠夫君】　まあ、そうですね、いいです。
- 委員長【関　克也君】　他にございますか。
- 委員【矢部文美君】　はい。
- 委員長【関　克也君】　矢部委員。
- 委員【矢部文美君】　私は、4月7日事件以降に被害者女性本人から相談をいただきました。同じ女性として、首を絞める、暴行はあってはならないことだと思っています。自分もこのお話を聞いて、大変ショックを受けております。そこで、先ほど、この女性についての配慮はお聞きしたんですけども、この女性に対しての心のケアはどのようになっているのか、お聞きいたします。
- 委員長【関　克也君】　これは答えられる範囲で、総務課長。
- 総務課長【木島正人君】　私どもも、4月の10日の日に本人から正式にこのようなことがあったというお話を伺った中で、まずは、少し心のケアが大切だということで、少し休んだ方がいいんじゃないかというような話をさせていただきました。ただ、本人は、何か1人で家にいるのもちょっと怖いというような話があったので、であれば、議会、役場の本庁舎ではなくて違うところ、文化会館であれば、今、空調工事もやっておりますので、議員の皆様方や住民の方もあまり来ないので、そこでじゃあ、何人か職員がいるので、そこで執務を執ればいいんじゃないかということで、そちらの方で執務を執っていただくよ

うなことで検討しました。それからあと、病院にできれば行っていただきたいというよう
なことでお話をさせていただきます。

以上です。

○委員長【関 克也君】 よろしいですか。他にございますか。聞き取りの経過です。よ
ろしいですか。

○委員【石井俊雄君】 なければ。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 何で村長に来てほしいかという理由を申し上げます。

○委員長【関 克也君】 この後にしていただけますか。

○委員【石井俊雄君】 ああ、いいですよ。

○委員長【関 克也君】 はい、次まだ、やります。

○委員【石井俊雄君】 はい、分かりました。

○委員長【関 克也君】 他にございませんか。

○副委員長【岡本高直君】 1ついいですか。

○委員長【関 克也君】 どうぞ、副委員長。

○副委員長【岡本高直君】 今、執行部の方に聞き取りしておりますけど、実際この中に
副議長今日いらしていますけれども、当事者でありますよね。先ほど時間がどうこう、5
時前だとか、お話出ていますけど、恐らく執行部とか事務局がその時間を設定するはずな
いと思うんですよ。やはり議会の方から言われればそれに従うとか、もし答えられるんで
あれば何かそのようなことがあったのかちょっとお聞きしたいんですが。何か決めて、こ
の時間とか。答えられなかったら別に構いません。捜査の、何か支障とか出るんであれ
ば構いませんけど。何か、執行部とか事務局が、何か5時前にとかという話が出たので、
それはあまりにもちょっとひど過ぎるんじゃないかなと思って。

○委員長【関 克也君】 なるほど。

○委員【木嶋晴一君】 はっきりした時間は分かりませんでした。はっきりした時間は分
からないですが、5時……。

○委員【石井俊雄君】 時間は分かりませんと。

○委員長【関 克也君】 時間は分からない。

○委員【門口 昭君】 もうちょっと大きい声で言ってもらえますか。聞こえない。

○委員長【関 克也君】 もう一度、発言してもらえますか。

- 委員【木嶋晴一君】 時間、正確な時間がちょっと分かりません。
- 副委員長【岡本高直君】 いや、いいですか、よろしいですか。
- 委員長【関 克也君】 はい。
- 副委員長【岡本高直君】 いや、例えば時間決めたのは議会側なのか、議会側というか、お二人で決めたとか。何かしら、言えなかったら別に構わないですけど、そういうのがあれば。あまりにも何か、さっきから聞いていると、事務局執行部がという感じに聞こえてならないんですよ。
- 委員長【関 克也君】 副議長。
- 委員【木嶋晴一君】 いや、それはちょっと今、捜査中でして、ちょっと控えさせて。
- 副委員長【岡本高直君】 分かりました。はい、分かりました。
- 委員長【関 克也君】 他にございますか。
- 委員【門口 昭君】 聞こえないそうですよ。もっとはっきりと。
- 委員【木嶋晴一君】 私。
- 委員長【関 克也君】 もう一度。
- 委員【木嶋晴一君】 ただいま捜査中でして、今のところ、ちょっとお話しすることができません。
- 委員長【関 克也君】 他に。
- 委員【井下田政美君】 委員長。
- 委員長【関 克也君】 井下田委員。
- 委員【井下田政美君】 すみません、ちょっと確認、追加で申し訳ないんですけども、この一次会の会場と二次会の会場というのは、どなたが設定したんでしょうか。事務局でしようか。
- 委員長【関 克也君】 はい、これは誰が分かりますか。会場設定、歓送迎会の。誰が。
- 委員【門口 昭君】 誰かって、行った人が。一緒にいた人に聞いた方がいいでしょう。
- 委員【木嶋晴一君】 これはちょっと私、分からないんですよ。
- 委員長【関 克也君】 静かにして。
- 委員【木嶋晴一君】 設定と言われましても、私には分からない。
- 委員長【関 克也君】 じゃ、分からないということで。次。発言お願いします。木嶋委員。よろしいですか。
- 委員【木嶋晴一君】 先ほど、岡本委員からの話なんですけど、ちょっとごめんなさい、

前に帰っちゃった。一次会が始まったのは何時からということなんですけれども、一次会はそれほどはっきり覚えていませんので、5時頃でしょうということでございます。先日の記者会見でお話したとおりでございます。

○副委員長【岡本高直君】 一部分かることは局長が、少し。

○委員長【関 克也君】 それでは。

○副委員長【岡本高直君】 いいですか、少し。

○委員長【関 克也君】 議会事務局長の方からお願いします。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 議会事務局長。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 先ほどありました会場の関係でございますが。

○副委員長【岡本高直君】 静粛にお願いします。

○委員【門口 昭君】 委員長。静粛に。

○委員長【関 克也君】 今、発言中です。静粛にお願いします。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 もともと歓送迎会やりましょうという相談がございました。歓送迎会の会場ですね。

○委員長【関 克也君】 会場、はい。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 事前に相談がございました。以前行ったことがあって、最近行ってないということで、いすみ市の会場がいかがでしょうかというふうに相談しました。結局、歓送迎会、やりましょう。以前から久々に行っていないので、そのいすみの会場でやりましょうというふうに議長から話がありました。先ほど時間の関係、ありましたけれども、時間の方は、店の方、6時からという予約を取ったということで、議長が予約を取った。ただ、以前、その時間帯は道が混むので、当然5時頃出た方がいいんじゃないかということでしたが、だんだん、だんだん時間が早まって、4時半頃こちらを出て、いすみの会場に着いたのが5時15分頃というふうに私は記憶してございます。

○副委員長【岡本高直君】 オーケーです、私は。

○委員長【関 克也君】 オーケーですか。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 16日の記者会見では、一次会スタート5時頃ってなって、今聞いたのは5時15分、どっちが正解なんですか。

○副委員長【岡本高直君】 いやいや、そこはちょっと、いいんじゃないですか、その15分。それ何かに。

○委員【石井俊雄君】 また、別に。

○委員長【関 克也君】 今、答弁。

○副委員長【岡本高直君】 もらっているのです。

○委員長【関 克也君】 あったとおりで、5時15分頃着いたと。だから4時半頃出たというのが、村を出たというふうな話ですね。

それでは、この状態で休憩はあれかな、もうちょっと待ってください。

○副委員長【岡本高直君】 何かあれば。

○委員長【関 克也君】 他にございますか。

それで1点だけ私から。これで終わりなんですけど、4月10日の中学の入学式の後に、議長が謝罪をしたということを聞いているんですけども、どんな内容の謝罪したのか。

どんな内容の謝罪したのかということは、概略答えられるのでしょうか。

○副村長【田中孝次君】 私ですか。

○委員長【関 克也君】 聞き取りの中で。副村長。

○副村長【田中孝次君】 もう我々は、被害者側から報告を受け、こういう状況でしたということで。どういう内容で、いつ、どこで、どういう内容で謝罪を受けたということまでは聞いていません。

○委員長【関 克也君】 はい、分かりました。事実があったということで分かりました。いいですか。もしなければ。

○委員【門口 昭君】 ちょっと待ってよ。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 今の件は何。誰に向かって謝罪したって分かるでしょう。執行部は分からないんですよ、それは。

○委員長【関 克也君】 当たり前ですよ、そりゃ。いや、私の方は、議長が被害者に謝罪したと。

○委員【門口 昭君】 いや、どこですか。どこで。

○委員長【関 克也君】 どこで謝罪したかというのは分かっているんですか。

○委員【門口 昭君】 どこで、誰に。

○委員長【関 克也君】 じゃ、その辺のところは聞いておりますでしょうか。せっかくだから。

○副村長【田中孝次君】 先ほど申し上げましたように、いつ、どこで、どういう状態で

謝罪したかという内容までは分かりません。ただ、10日の日に議長から、謝罪を受けたという話は聞いていますということでございます。

○委員【門口 昭君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 誰に対して謝罪したんですか。いつ、どこで、誰に対して。

○委員長【関 克也君】 一応分かるけれども、答えていただけますか。

○副村長【田中孝次君】 先ほど申し上げましたように、加害者から被害者に対して謝罪がありましたよということ、被害者から我々は報告を受けていますよということでございます。

○委員長【関 克也君】 よろしいですか。

○委員【門口 昭君】 よろしいというか、知らないというんだからね。

○委員長【関 克也君】 それでは、若干の休憩を取りたいと思います。暫時休憩ということで、休憩している間に執行部の方は退席していただくということでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長【関 克也君】 それでは、休憩で、始まるのはあの時計で20分ということにして。

午後3時13分 休憩

午後3時21分 再開

○委員長【関 克也君】 会議を再開させていただきます。

先ほど、執行部側の説明と言いますか、聞き取りについて経過をお話しして質疑をいただいたということで、次に、村議会の方が記者会見をやって、その中身がホームページに公開されていると。すいません。公開されていると。そのことと併せて、この事件の経過について、論議、質疑を進めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

どなたか最初に口火を切る方、いらっしゃいますか。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 記者会見の関係なんですけど、ちょっと確認したいことが1点ございます。ホームページに記載された記者会見の内容が、修正されたと。見ていた人がそういう話があるんですけど。

○委員長【関 克也君】 ちょっとその問題は、議会の中で処理してあるものなので。それについては、いろいろあってもう納得をしている問題なので、議会、議員の中での審議はしない方がいいと思います。ホームページの中身について。

○委員【石川忠夫君】 そうですか。じゃあ、審議していることだったら仕方がないですね。

○委員【門口 昭君】 委員長、いいですか。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 何を聞けばいいんですか。

○委員長【関 克也君】 先ほどの経過であるんですけども、じゃ、私の方からお話をさせていただきます。先ほどその事件の経過はいろいろあったんですけども、まず、この中でいろいろ整理してほしいのは、第1点目は、幾つか項目、その経過あると思うんだけど、4月7日の職員の歓送迎会は公務であったのか、それとも公務外の私的なものであったのか。この問題を最初取っかかりで、本当のところを協議していきたいと思うんです。まずはね。

1点、私の方からちょっと確認したいのは、歴代の議長をやられた方にちょっと確認したいんですけども、1つはこれまでに議会事務局の歓送迎会を議会全体ではなくて、一部の議員、議長、副議長ということなんですけれども、一部の議員と職員の歓送迎会を、しかも時間外、公務時間外で、酒を伴うような歓送迎会をやったことがあったのかどうか。ちょっとこれ、私、非常に疑問なんです。そのことについて、この中で議長経験者というとなんかいらっしゃるので、分かる範囲で。

○副委員長【岡本高直君】 2人。

○委員長【関 克也君】 2人いらっしゃるんですね。発言していただけないかと思うんですけど。阿井委員、どうでしょうか。

○委員【阿井市郎君】 じゃ、私から先に申し上げます。私が議長やったときには、短い期間であったということもあって、歓送迎会をやる対象の出入りがあった職員がいなかったような気がして、記憶はないんです。

○委員長【関 克也君】 なるほど。

○委員【阿井市郎君】 ですから、やってはいないと。ただし、余談になっちゃうかもしれないですけど、大体議会が終わった後、通例で、6月議会のときに、皆さん御苦労さま、反省会をやったようなことが、懇親会ですよ、そのときに同席してもらった、職員を呼

んで、歓送迎会、ですから、人事異動がなければ歓送迎会もありませんので、そうじゃなくて職員と一緒に御苦労さまということはやった記憶があります。

以上です。

○委員【小倉利一君】 はい、じゃ、私。

○委員長【関 克也君】 小倉委員。

○委員【小倉利一君】 私の場合、たしか議長を引き受けたその暮れから12月の会議で議長にさせていただいて、直後にコロナ感染症が突発しまして、ほとんど飲み会はやってごさいません。それで、歓送迎会という形のものも開いておりません。ただ、いつだったか、1度、お昼を食べに行こうということで、食事に行ったことは記憶しております。

以上です。

○委員長【関 克也君】 時間内の。

○委員【小倉利一君】 昼休みです。

○委員長【関 克也君】 昼休みということですね、昼休み中ということ、昼休み休暇、休みのとき、何ていう。

○委員【小倉利一君】 休憩の。

○委員長【関 克也君】 休憩のときか。というのは、私の記憶で、本当に、部分的な歓送迎会やるというのはちょっと記憶にないんですね。今、言われたとおり、その節目の議会本会議が終わって、そのときに食事すると。中にはお酒を飲むという人もいます。そういう会席のときに前の職員も呼んで、それで、お疲れさまでしたとねぎらいの言葉をかけると。全員参加だから、公明正大にやるわけです。そういうのが普通で、今回企画した歓送迎会というのは、ちょっと普通じゃなかったのではないかなというふうに考えております。

それで、問題は誰が計画したのかということなんですね。これ、当たり前なんですけれども、役場の職員からすれば、お偉方と一緒に飲みに行っても、気持ちよく飲むってわけにいかないし、世話をするという立場になるんですよ。だから、歓送迎会というのは、職員の側から持ちかけるものではない。そうすると、議長か副議長かというふうな感じになるんだけど、その辺は、誰が持ちかけて計画したということなんですか、当初。

○委員【木嶋晴一君】 はい。

○委員長【関 克也君】 副議長。

○委員【木嶋晴一君】 今の、誰が持ちかけたかというふうなお話ですけども、これは

私、議長に相談されました。日頃、事務局員にはお世話になっているので、ちょっと皆さんは呼べないけれども、そういう歓送迎会をやってあげたいんだという話がありました。いや、それはもっともな話なので、私はその場で、いいんじゃないですかと答えました。

以上です。

○委員長【関 克也君】 分かりました。

もう1点です。公用車を使っているということがあって、客観的に。そうすると、公務の形を取ったように始まっているんですね。客観的にです。そうすると、議員の側は、じゃあ誰が参加するという予定で呼びかけたんですか。議長と副議長だけですか。

○委員【木嶋晴一君】 そうです。皆さんには申し訳ないけれどもという話はしていました。

○委員長【関 克也君】 もっと声をかけたところ、あるんじゃないですか。

○委員【木嶋晴一君】 いや、それは私、聞いていません。

○委員長【関 克也君】 そうですか。

○委員【木嶋晴一君】 あるんですか。

○委員長【関 克也君】 私が聞いているところだと、小倉委員、声かけられたかどうかということで、答弁を。

○委員【小倉利一君】 はい。

○委員長【関 克也君】 あ、声かけられたと。

○委員【小倉利一君】 声を。電話で、誘いを受けております。

○委員長【関 克也君】 電話で、議会運営委員長の小倉委員は誘いをかけられたけれども、お断りしたということですね。つまり、当初の計画というのは、議長、副議長、議会運営委員長。この主要な、議会の中で一番主要なメンバーを誘って、いわば公務のように装う形で始まったという状況なんですよ。そうすると、ここで非常に大事なのは、どういうふうに乗せて回っていったか。さっき時間が5時前から動き出したということ、あるんですけれども、順番に乗せて回ったということなんですが、そうすると最初に向かったのが、副議長のお宅と。副議長のお宅に向かったときに、どういう車で行くから何時に待っていてくれと、こういうふうに伝えられたんじゃないですか。

○委員【木嶋晴一君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 副議長。

○委員【木嶋晴一君】 来る、大体何時頃という話はありませんけど、どの車で行くとい

う話は聞いていません。

○委員長【関 克也君】 それで、もう少しすいません。最初取っつきで。実は公用車もワンボックスカーって6人乗りというのは、議会がよく村内を動くときに、視察といいますか、決算審査などのときによく使う車なんです。迎えに来れば公用車の車が来てくれたなとすぐ分かる車です。時間帯が明るい時間帯だから、木嶋副議長のところに迎えに行ったら、ああ、この車来たよ、公用車だというふうに分かったのではないかとということです。どうですか。

○委員【木嶋晴一君】 私、公用車という認識は全くないんですよ。仮に、車の脇にはっきりと役場の名前とか書いてあればそれは分かるんですけど、一般的に公用車という記憶はないんですよ。なぜかと言いますと、今までも何回かあるんですけど、それは私用車を使って、職員の車か何かそういう私用の車、個人の車を使って来ていただいたこともあるんですね。ですので、私はそのときは、公用車という認識はありませんでした。

○委員長【関 克也君】 それで、ちょっと細くなるんですけども、公用車が迎えに来てくれたって分かるんだろうというのは、どこの席に最初乗ったかというのは覚えているんですか。

○委員【木嶋晴一君】 そうですね。

○委員長【関 克也君】 6ヶ所の中で。

○委員【木嶋晴一君】 多分助手席の後ろかな。

○委員長【関 克也君】 助手席の後ろ。

○委員【木嶋晴一君】 助手席の後ろじゃなかったですね、運転席の後ろですね。

○委員長【関 克也君】 運転席の後ろ。

○委員【木嶋晴一君】 だと思いますけど。

○委員長【関 克也君】 いつもよく使うその公用車の中。

○委員【木嶋晴一君】 ちょっとそれは、それはちょっと私、調べなきゃ分からないので。ちょっと今、取調べ中なので、その辺は控えて。申し訳ない。いや、これは、正確なことを警察に言わなくちゃいけないんですよ、聞かれた場合。

○委員長【関 克也君】 分かることだと思いますよ。それで、私が非常に思っているのは、議会の大事な役職の3人を誘って、それで歓送迎会だと。職員の側からすれば、ある意味迷惑な話なんです、これは。落ち着いてゆっくり食事をするとかいう状態にならない会席になるんです、歓送迎会といっても。そういうものを行ったけれども、職員の側か

らすれば、きちっと対応しなきゃいけない。安全に送り届けなければいけないということで、公用車を使ったというのが本当のところだろうと思います。最初、公用車の、つまり、公的行事のつもりでやったんだろうなど。

○委員【木嶋晴一君】 だろうとか、やめてもらえませんか。

○委員長【関 克也君】 これ、形上はそうだったということをもまず申し述べておきたいと思います。

○委員【門口 昭君】 ちょっといいですか。

○委員長【関 克也君】 はい、次。

○委員【門口 昭君】 先ほどから、副議長ね、私用車かどうか分からないと言ってですよ、警察に行って正確にしゃべんなきゃいけないというようなこと今おっしゃったけど、どこだって正確に言わなきゃいけないですよ。警察だけじゃない、ここだって正確に。同じこと言ってくださいよ。お願いしますよ。

○委員【木嶋晴一君】 いや、これから、これから、まだこれから取調べがあるんですよ。

○委員【門口 昭君】 いや、取調べがあるからって、何もこれぐらいのこと言えないんですか。

○委員【木嶋晴一君】 きちんと整理して、その、すみません、右か左かというの、よく分からない。

○委員長【関 克也君】 しっかり答えてほしいということを伝えておきたいと思います。

○委員【木嶋晴一君】 その辺、細かいところ分からなかったです。

○委員長【関 克也君】 いずれにしても、はっきりしているのは、よく使っている公用車で、副議長を回って、議長回って、一次会場まで行ったということです。それで、他に。すいませんが、この経過の中で公務外か公務なのかという問題です、1つ。何か。特にございますか、いいですか。

○委員【石井俊雄君】 じゃあ。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 そちらで6人で行ったんだから、6人の統一見解で、私用なのか公用なのか、ここで言えばいいですよ。どっちなんですか。悩むことはないじゃないですか。

○委員長【関 克也君】 副議長はどちらと言ってきたんですか。一応、答弁できますか。

○委員【木嶋晴一君】 ちょっとすみません、言えませんが。

○委員長【関 克也君】 今まで公務外と言ってきたんじゃないんですか。

○委員【木嶋晴一君】 今、公務外。

○委員長【関 克也君】 はいはい。

○委員【木嶋晴一君】 それで言えば。

○委員長【関 克也君】 そうそう。公務外と言ってきた。

○委員【木嶋晴一君】 公務外ですね。

○委員長【関 克也君】 そこで、もし、答えられる。議会事務局長の方から、最初の形が、一人一人迎えに行くのが公用車で行くという流れになって、当初は大事な3役を乗せていく歓送迎会ということなんですが、どういう感覚で行ったのか。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 はい。

○委員長【関 克也君】 局長。申し訳ないですが。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 今回の公用車の使用に関しては、全て私の責任でございます。結局、議長、副議長、議運委員長、3人ということの歓送迎会ということもあり、私は、公務の一環という浅はかな考えで使用したものでございます。ただ、それ、後で考えてみますと、不適切な使用であったというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 ずれがあるんです。16日の記者会見では、小倉委員さんも言っていたんですけど、私的な、公務外だと言ってるし。言ってる、書いてある。木嶋副議長も、私用で公用車を使ったと言っているわけじゃないですか、読み取ると、記者会見で。公用車を私用で使ったと言っているよね。

○委員【木嶋晴一君】 公用車を使ったと言ってません。

○委員【石井俊雄君】 言っていますよね。書いてあるよ。よく読み取っておいて。それで、今。

○委員長【関 克也君】 いいですか。いろいろあるんだけど、客観的には、公用車を私用で使ったんです。でも、本人は、私的に使ったから公用車とは認識していないと。こういう具合なんです。今、非常に大事なものは、議会事務局長の方は、重要な3役を乗せて歓送迎会ということであるから、浅はかな考えであったけれども、公務の一環として動いたということなんです。石井委員。

○委員【石井俊雄君】　ここで今日、本日、公務で、公用車を使ったということで、解釈でよろしいですか。

○副委員長【岡本高直君】　いや、それは。見解が違うから無理です、それは。

○委員長【関 克也君】　いいですか、見解が違うというのはあるんだけど、はっきりしているのは、記者会見のときに公務外だと言ったのは、あくまでも副議長が公務外ということ saying it from there, so the answer is just that. Beyond that, it's not.

○委員【石井俊雄君】　じゃあ、公務で公用車を使ったという解釈をした場合の質問をします。いいですか。

○委員長【関 克也君】　公務で公用車を使った、例えばね。

○委員【石井俊雄君】　いいですか、質問して。

○委員長【関 克也君】　いいですよ。

○委員【石井俊雄君】　公務で公用車を使ったということですから、その考え方の筋で質問いたします。役場職員の勤務時間は5時15分です。それを10時、11時頃まで一緒に同席させたということは、時間外手当の申請とか、そういうのはどうなっているんですか。

○委員長【関 克也君】　これはざっくり答えられますか、局長の方で。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】　委員長。

○委員長【関 克也君】　事務局長、申し訳ない。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】　時間外の申請はしておりません。

○委員【石井俊雄君】　はい。

○委員長【関 克也君】　石井委員。

○委員【石井俊雄君】　局長はわかりますよ、管理者だから。幾ら働いたって時間外手当は対象外です。ところが部下の職員は、5時15分過ぎれば時間外労働ですから、時間外手当を払わなきゃいけない、また、請求しなきゃいけない。そこは請求していないということだから早急に、時間外労働手当を請求して、給料の中にお金を入れるというふうにべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】　理屈はそのとおりですね。答えられる範囲で、局長の方で。局長。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】　その辺につきましては、執行部側と相談したいと思いま

す。

○委員長【関 克也君】 よろしいですか。その他に。阿井委員。

○委員【阿井市郎君】 公務だとか公務外だとかというのは、今、議論しているわけなんですけど、これ、記者会見で公務ではないという、はっきり言ってるんですよ。それはやっぱり正直に認めなきゃいけない。曖昧な答弁をするから。

○委員【木嶋晴一君】 言ってるじゃないですか。

○委員【阿井市郎君】 公務じゃないと。でしょう。はっきり公務外ですって。

○委員【木嶋晴一君】 例えで言いました。

○委員長【関 克也君】 はい。

○委員【阿井市郎君】 例えでなくてさ。例えじゃなくて、きちんと、質問する方も公務であったのか公務外であったのかと質問しておられるわけです。

○委員長【関 克也君】 繰り返しになるんですが、いいですかね。公務外というふうに会見では言っている。でも、外見上は、公務のように動いたということなんですよ。これは現実、客観的にそうだということです。そこに問題があると思います。分かりづらいかもしれないけどね。ということで、公務、公務外の問題、もっとあるのであればだけど、他にございますか。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 今回の議会改革委員会で、一番大事なところの質問になります。

○委員長【関 克也君】 どうぞ。

○委員【石井俊雄君】 一次会、二次会の帰りの車の車中の中で、東間議長が、女性職員に対しての、頭の毛を引っ張ったりとか、シートベルトで締めたとか、左手を打撲、2回やったとか、そういうことが、私はそこいなかったんですけども、新聞報道、テレビでばんばん出ているわけですよ、全国的に。そのことによって、皆さんも多分自分の親戚仲間から電話ももらっていると思うんですけども、この真相についてちょっとお聞きしたいんですよ。車の車中の中だから、私は6名全員がどういうことが起きたのかということとは音声を含めて、状況を見れば分かったと思うんです。そこで一番大事なこと、か弱い女性を守ること。暴力をやめさせること。ですよ。なぜ止められなかったのかということをお聞きしたいんですけども、そこの中に2人責任者がいたと。1人は副議長です。後ろの座席の、ドライバーの後ろに乗っていたのは東間議長。でしょう。すぐ隣にいたのは副議長

ですからね。隣でそういうことをやっていけば分からないはずがない。なぜ止めなかったのか。

もう1つは、議会事務局長、これは役場の管理者です。なかなか聞きづらけれども、局長は、自分の部下である職員を守らなきゃいけない。この2人は、相当大事な責任があるんです。私が思うに。さっき村長を呼んでくれというのは、その上に村長がいるから、いろんなこと聞いたかったんですけども、このお二人に正直に、お聞きしたいんですよ。東間議長が頭の毛を引っ張った、シートベルトで首が少し締まった、左手を2回ぶん殴られた。この3つの現象を見て、覚えてないとか知らなかったということはありません。ね。それは、もう私が言っているんじゃないで、多くの村民が言っているし、全国のテレビを見た人が、ちょっとおかしいねと言っているわけですよ。

ここは、事実、事実、事実をちゃんとはっきりと教えてもらおうということで今日議会改革特別委員会をやっているわけですよ。捜査中とか何とかじゃなくて、門口さんが言ったように、本当のことをしゃべってくださいよ。よろしくお願いします。

○委員【木嶋晴一君】 委員長。

○委員【門口 昭君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 先日の記者会見で言ったとおりでございます。言ったとおりでございます。これ以上、これ以上のものはありません。ただ、その車の中で、付け加えれば、暗いので、ちょっと暗いのと酒が入っていたのと、そういうこととか、夜遅かったということがあるでしょうけれども、そういう状況の中で、ちょっと気がつかなかった、不覚にも気がつかなかったということです。

○委員【石井俊雄君】 ちょっと待って。

○委員長【関 克也君】 まだ一応。じゃ、石井委員。

○委員【石井俊雄君】 一応お答えですか、それが。申し訳ない。局長申し訳ないね、ちょっと運転席の隣にいたんだから、ちょっと言葉ちょうだい。

○委員長【関 克也君】 議会事務局長。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 私は、当然警察の方から。

○委員【門口 昭君】 委員長。ちょっとうるさい。

○委員長【関 克也君】 ちょっと静かにしていただけますか。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 事情聴取を当然受けています。事情聴取を受けています。ただ、この場ではその内容については申し上げられませんが、私が、その当時の内容は、

うそをつかず、正直に供述しています。ただ、当然警察の方からも、何で彼女を助けられなかったのというような質問をされました。ただ、その理由についても、ちょっと取調べの方が関係しておりますので、その辺もちょっと、私からの回答は、ちょっと控えさせていただきますと思います。

○委員【石井俊雄君】 これで終わり。あと門口委員が。

○委員【門口 昭君】 いや、いいの、いいの。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 大方の人は何を言っているか。よく聞いてください。怖くて止めらんなかったんでしょうと。東間議長に対してのそういう態度、行動、暴言、正直なところ、そこじゃないですか。怖くておっかない。それがあったから、止められなかったということじゃないかって、かなりの人が言ってますよ。違いますか。

○委員【木嶋晴一君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。答えたいんでしょう。

○委員【木嶋晴一君】 それは、私に対する侮辱だよ。そういうことは、いや、現実問題としてやってないのに、私は見てないのに、それを石井委員が言うように見たという、私はこれうそを言ってるんですね。見てないものを見たという、それは石井さんは、それをあんた見たんだろう、見たと言いなさいと、そういうふうに言っているのと等しいんですけどね。私にうそをつけと言ってるような感じがするんです。

○委員長【関 克也君】 次、門口委員。

○委員【門口 昭君】 ちょっといいですか。今、木嶋副議長が言っていましたけど、そういう言い方もあるなど。その前に、その前に、副議長はその記者会見のやつ、いつも見ながら回答しているんですよ。そんなん見ないでしゃべってくださいよ。それを見てばかり言っているとね。それに、1回最初にしゃべったことに合わせようと思ってるのしか見えないよ。私達は、何回聞いても本当に同じかを確認したいんです。ですから、今、言ったように、見てる、見てない、それに。ただ、前の資料何回も見ると、これ、何か前に合わせなくちゃいけないかなというふうに見えちゃうの。ぜひそんなん見ないで回答してくださいよ、できれば、見ないで。

○委員【木嶋晴一君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 できるだけ見ないようにしたいんですけど。

- 委員【門口 昭君】 いや、できればじゃない。
- 委員【木嶋晴一君】 ただね、時間がかかっていると、丁寧に、記憶がなかなか、確実な記憶ってなかなか思い出せないものですから。ここでまた、違ったことを言っても、皆さんに申し訳ない。
- 委員【門口 昭君】 だから、違ったことを言えば大変なんです。
- 委員長【関 克也君】 門口委員。
- 委員【門口 昭君】 そこが知りたいんですよ。違ったこと言うと大変ですよ。
- 委員長【関 克也君】 木嶋委員、いいですか。
- 委員【木嶋晴一君】 どうぞ。
- 委員長【関 克也君】 いいですか。特になしですか。
- 委員【門口 昭君】 要らない、要らない。
- 委員長【関 克也君】 その他に。岩坂委員。
- 委員【岩坂研二君】 この4月7日の件で、この経緯でというか、この件で、また、ちょっと別の角度で聞きたいんですけど、まず、先ほど、副議長は、もともとこの歓送迎会は日頃事務局の皆さんがいろいろよくやってくれるので、その辺に対しての感謝も込めてというようなことで、今回これ開くということで、何か東間議長と副議長で、最初企画したような形ですけど、その辺は、それは間違いないですか。
- 委員【木嶋晴一君】 企画ですか。私は。
- 委員【岩坂研二君】 企画というか、これを、催しをしようということを、きっかけという、最初の。
- 委員【木嶋晴一君】 初めのきっかけ。
- 委員【岩坂研二君】 きっかけ。
- 委員【木嶋晴一君】 それはさっき言ったように。
- 委員長【関 克也君】 議長、議長ですね。
- 委員【木嶋晴一君】 議長です。
- 委員【岩坂研二君】 議長。議長がそういうふうを持ちかけて、副議長はそれに賛成したということで、そのことを、だから、小倉議運委員長にも連絡したということだと思うんですけど、そうそれはいいとして、実際に、これ、行われて、要するに、一次会というか、歓送迎会が、いすみのお店でやったと思うんですけど、そのときに、普通に単純にそのときの会費というか、飲み代というか、会食費というか、それは誰が払ったんでしょう

か。

○委員【木嶋晴一君】 えーとね。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 払った人、金額はちょっと定かじゃない、議長が払った金額、定かでないんですが、私は、私は2万円。あとは事務局から2万円、そのくらい。

○委員【岩坂研二君】 事務局2万円ですか。

○委員【木嶋晴一君】 あとは幾らかかったか知りませんが、あと議長が払ったと思います。

○委員【岩坂研二君】 足りない分は議長ですか。分かりました。いいです。それで、その後、二次会も行きましたよね、二次会も行ったんですけど、そこはどう。どのように支払いを行ったのでしょうか。

○委員長【関 克也君】 木嶋委員。

○委員【木嶋晴一君】 そこは議長が。

○委員【岩坂研二君】 そこは議長が払いました。

○委員長【関 克也君】 議長が。

○委員【木嶋晴一君】 議長が払いました。

○委員【岩坂研二君】 じゃ。

○委員長【関 克也君】 岩坂委員。

○委員【岩坂研二君】 これで、そうすると、先ほど、多分これ今回の件は公務ではないというふうなことで、さっき言ったふうになっていますけれども、そうすると、木嶋さんと事務局、両方で、最初、議長も含めて払ったということは、これは、何というんですか、公務というか、そういう議員同士のいろいろな集まりであればそれは普通に、よく互助会や何かからのお金で払われると思うんですけど、そうするとこれは、公務ではないということなので、これはだから、私事というか、そういう形になると思うんですけど、その辺の何か認識はありましたか。

○副委員長【岡本高直君】 どういうこと、質問がよく。

○委員長【関 克也君】 ちょっと、もう少し。

○委員【岩坂研二君】 いいですか。じゃあ、要するに、極限で言うと、要するに今回の件は、議長も副議長も含めて、これは寄附行為に当たるんじゃないかというふうな気もするんですけど、その辺に対しての意見はありますか。

- 委員長【関 克也君】 木嶋委員。
- 委員【木嶋晴一君】 なかったですね。
- 委員長【関 克也君】 寄附行為の認識はなかった。
- 委員【木嶋晴一君】 自分が飲んだ分ですから。
- 委員長【関 克也君】 岩坂委員。
- 委員【岩坂研二君】 だけれども、実際にはそういうことじゃないですか。普通に、公務以外で、要するに飲み会に誘ったみたいな形になるので、そういう認識でもなるんじゃないですか。
- 委員長【関 克也君】 じゃ、小倉委員。
- 委員【小倉利一君】 先ほどの副議長の話ですと、事務局も出したということなので、その辺の配分が。
- 委員【岩坂研二君】 足りなかった分と。
- 委員【小倉利一君】 どうかというのが、ちょっと分からないですけれども、100%寄附行為というわけでもないとは思いますが。
- 委員【岩坂研二君】 事務局も出したということですけど。
- 委員長【関 克也君】 岩坂委員。
- 委員【岩坂研二君】 俗に、最初の会場というか、宴会、最初の一次会ではそれはそれでいいんですけども、二次会は、先ほどの話だと議長がまとめて払ったということなので、これは、そのように判断してもいいんじゃないでしょうか。
- 委員長【関 克也君】 ちょっと待って。それはどういうふうに考えていますか、木嶋委員。
- 委員【木嶋晴一君】 それは。
- 委員【門口 昭君】 いやちょっと待って。
- 委員長【関 克也君】 考え方、どうぞ、木嶋委員。
- 委員【木嶋晴一君】 考え方、通常そういう考え方をしていません。わざわざ寄附行為だとか、そんなような形でお金、払っているんですか。
- 委員【岩坂研二君】 でも、正式に。
- 委員【木嶋晴一君】 私的なあれですよ、飲み会ですよ。
- 委員長【関 克也君】 岩坂委員、どうぞ。
- 委員【岩坂研二君】 正式に考えれば、そういうふうに受け止められるということですよ。

よ。考えてもおかしくないよ。

○委員長【関 克也君】 二次会の分は、割り勘じゃなくて、議長が全て出したという話であると。有権者に対して寄附行為になるんじゃないかと、こういうふうに言ってるんですよ。

○委員【岩坂研二君】 私はこれで、じゃ。

○委員長【関 克也君】 いいですか、じゃ。次、石井委員。

○委員【石井俊雄君】 村内の住所を持つ人は、東間議長から見ると何人いたんですか、大ざっぱで考えたとき。村内に住所を持つ。女性職員は何か、茂原の方にお住まいらしいですから、それ以外の方は全部村民に、村に居住しているんですかね、ちょっと教えてください。

○委員長【関 克也君】 これ、じゃあ。

○委員【石井俊雄君】 簡単でしょう、調べれば。

○委員長【関 克也君】 答えますか。どうぞ、局長。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 村内は2名です。

○委員【石井俊雄君】 村内2名。

○議会事務局長【秋葉幸彦君】 2名です。

○委員長【関 克也君】 村内2名。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 2名に対しては、同じ選挙区の中だから、公職選挙法から言うと寄附行為禁止に当たるんです。これは犯罪なんですよ。

○副委員長【岡本高直君】 出してんじゃないですか。その分出してる。

○委員【石井俊雄君】 最後の、最後のところ、二次会分。東間さんが全部出していますから。

○副委員長【岡本高直君】 平均ということでしょう。

○委員長【関 克也君】 全体プールしたという意味なんですか。一応そういう話です。全体プールして精算したと。

○委員【石井俊雄君】 二次会は、さっき東間さんが出したという話だった。

○副委員長【岡本高直君】 一次会が、よろしいですか。ちょっと分からないですけど、認識が、事務局も出しました、僕、当事者じゃないですけど、事務局も出しました、副議長も出しました、多分それが少なかった。議長の分が、恐らく。分からないですけど、それで二次会出したとかそういう認識なのかなと思ったんですけど、違うんですか。ちよっ

と分からないけど、私はそういうふう感じた。

○委員長【関 克也君】 正確なところは。石井委員。

○委員【石井俊雄君】 いずれにしても、足りない分を出したとしても、それが寄附行為になるんですよ。なりませんか。私はそう思います。

○委員長【関 克也君】 事実、何というかな、事実確認としては、今言ったとおりだということだけど、解釈はどうなるかということは、この後で。

○副委員長【岡本高直君】 単体で考えれば、二次会だけとか。

○委員【門口 昭君】 ちょっといいですか。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 石井委員の言ってることは仰せのとおりで、形式に考えていると寄附行為に当たるといふふうに思います。しかし、今、状況を聞いていると、職員も出すは、自分も出す、足りないところ、これ、カバーすべき違法性があるかって問題ですよ。例えて言いますと、鼻紙1枚取ったってお前泥棒だって、人のものを、そうでしょう。鼻紙1枚だって。でも、鼻紙1枚取ったって、あなた懲役10年だって罰せられますか。そういう問題でもあるんですよ。形式的には犯罪行為だと言われても、実質よく考えたらそこまで違法性を問うことはできないんじゃないか。あるいは責任を問うことができないかというふうに判断しているのは普通ですよ。あまり、金額の、5,000円、1万円、これ、少ないと私、言いませんよ。何かお互いに持ち出しているところもあるんですよ。これはその人の認識でね。私は、形式的には駄目と。寄附行為、よろしくないと。かと言って、これちょっと、選挙法に違反しているんだから、あんた議員辞めなさいといふとこまで、果たしていけるのかなというような感じしますよ。これ、私の意見。

○委員長【関 克也君】 ちょっと待ってください。ちょっと話があれこれ行ってるので、小休止、小休憩を取りたいです。暫時休憩で、すぐ4時5分から始めるということで。

午後3時59分 休憩

午後4時06分 再開

○委員長【関 克也君】 再開をさせていただきます。

今日は、小倉委員が約15分ぐらい、急用があって出ております、すぐ戻りますのでということで、1人ちょっと欠けておりますけれども、会議成立していますので、継続させていただきます。

引き続き、質疑を行わせていただきます。事件の経過、あるいは、記者会見の内容ということで、どうぞ。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今のテーマの他に何かまたテーマがあってやるんですか。ちょっとその予定を聞かせていただかないと、何をまとめて言うか、発言内容が違ってきますので。

○委員長【関 克也君】 なるほどね。

○委員【石川忠夫君】 もうこれで終わりだったら関連質問で。

○委員長【関 克也君】 今の論議を終わらせたら、一定区切りついたら、全体として、委員会の確認決定事項を、委員会決定として確認していくという方針ではあります。ただ、1回で終わらすというわけにいかないでしょうから、それは状況によって。

○委員【石川忠夫君】 じゃ、委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今、関連することだったら、今言ってもいいということですね。

○委員長【関 克也君】 大丈夫です。

○委員【石川忠夫君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 はい。

○委員【石川忠夫君】 じゃ、委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 先ほどから、傍聴人の方々からもいろいろ声がかかっております。なぜそのような声がかかっているかという、議会人、議会として、今回の4月7日に発生した事件に関して、現在、東間議長が逮捕され、拘留されているという事実がございます。この結果に至った経緯については、被害届が出ており、被害届の添付物に診断書がついている。診断書を受けて、けがをしたという事実が発生しております。

議会については、民事、刑事について問う場所ではございません。委員長から、冒頭、言われた品位について、また、政治倫理の問題について議論をすべきものと考えております。

私の提案といたしましては、議論の絞り込みをいたしまして、東間議長の責任問題についての問題を議論していただきたいと考えております。

皮切りといたしまして、率直に言います。議長の進退問題について、議会ができる内容について議論を進めていただきたい。そう考えております。よろしく願いいたします。

○委員長【関 克也君】 何とかな、経過に対する質疑ということと併せて、議長の進退を問うということを中心にちゃんと進めてくれという意見でした。最後にまとめるときに、そういうことも含めて、確認事項でやっていくという方向は、最終的に相談した上で決めていこうと。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今まで議論の漠然としているので、もう率直に言います。東間議長に対する議員辞職勧告をすべきものではないかと私は以前から考えております。（拍手）

それで、現在、加害者、東間議長にあっては逮捕、勾留中と。警察の動きについては、捜査中につき、また、捜査が終了したとしても、捜査機関は、具体的な内容が開示されるとは限りません。ですから、ここで、刑事、民事について、議論しても何ら意味はございません。今、議論することについては、逮捕され、拘留されたという事実がメインとなることであります。議員辞職勧告決議案については、国会議員、県知事、市町村議員等、本日は、報道関係の方がお見えになっていますけれども、このようなケースで議員辞職勧告等について、どのように推移しているかということは、もう既に御存じかと思えます。経過とか、具体的に聞かないと分からないので、これ、資料あるんですけど、新聞報道もされていますから、具体的に結局言わないと分からないので、衆議院議員の鈴木宗男議員が贈収賄による逮捕、一般的にやまりん事件とかと言うんですかね、その理由で、国会議員議員辞職勧告決議案が提出されております。結果は、起立総員ということで、可決されています。本人は辞職拒否というような形の事例が、国会議員としてはあります。これは、大分前の話ですけど、あります。

具体的に、地方議会議員についてどうなのかということで、これももう既に皆様、いろいろ確認されている方もおられると思えますけれども、相模原市議会において、飲食店従業員を殴り、傷害容疑で逮捕。これも、この理由をいたしまして、議員辞職勧告決議案が出されております。また、窃盗容疑とかそういったの事例もありますし、無免許運転による現行犯逮捕、逮捕による数々の事例がございます。ですから、インターネット等も見ればいろいろそういった情報がございます。逮捕時点で議員辞職勧告決議案を出しても、何ら問題はないし、議会として責任追及、または議会としてどう対応すべきかという議論に

については、まず、現段階でも、議長の責任を問うべく、議員辞職勧告決議案を提出するのが道理ではないかと私は考えております。

以上です。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 ただいまの石川議員の提案に対して。

○委員長【関 克也君】 座ったままでいいよ。

○委員【石井俊雄君】 同感でございます。私、2つ申し上げます。1つは、なぜこの場所に村長に来ていただいたかということでもあります。これから。

○委員長【関 克也君】 村長に来てほしいかということね。

○委員【石井俊雄君】 村長ね。なぜかと、なぜ、来てほしかったかということのを少し聞いてください。これからいろいろ条例整備とか警察とか。

○委員長【関 克也君】 着座でいいですよ。

○委員【石井俊雄君】 いろいろやっているのは、もうみんなで整理したからそうなるでしょうけれども、やっぱり今回の事件、事例が発生してしまったということについての総括が必要だと思うんですよ。ある意味では野放しだったんですよ、管理者に。職員に野放し。それはやっぱり村長としての管理、監督、指導不足が私にはあったと思います。そういう意味での反省点をきちっとやっぱりやってもらいたい。全部職員、担当者とかそういうところに責任を押しつけるんじゃなくて、最高責任者として、管理、監督、指導責任を怠ったと、そういうことを明らかに説明してほしかったからここへ来てほしいということで聞きたかったんです。

2つ目です。これは、4月14日の日に、私のところに匿名で手紙が来ました。ちょっと紹介をいたします。「突然のお手紙失礼いたします。日頃は住民が主人公の村づくりに活動に感謝をしております。訳があつて、名前を名のことをお許してください。お願いがあり、お手紙を書きました。村議会議長が職員に暴行したり、罵声を浴びせたり、パワハラ的行為をして、職員は精神的に大きなショックを受け、職場を休み、警察に被害届を出されたとのことです。議長たる議員がこのような淫らな行為をして許されるのでしょうか。議員の報酬は我々の納めた税金です。もっと有効に使ってもらいたいです。どうか真相を確かめていただき、真実であればメディア等に訴えるなどして、議員辞職をさせるべきではないでしょうか」と、こういう手紙が私のところに、これ、参考の意味で議会改革特別委員長の関さんに後で提出いたしますので、受け取ってください。

以上です。

○委員【門口 昭君】 はい。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 議員の辞職勧告という意見がありました。私も否定するものではありません。むしろ賛成するものです。ただ、今話していて、まだこれ議論が熟し切っていないような気がするんです。品位と倫理、何か論理的につながっていませんか、皆さん。言いたいこと皆言いましたか。それからでもいいと思うんです、私。これはやぶさかじゃない、やっぱり出すべきだと、私個人も考えております。ただ、今日、今、そういうことを決めていいのかなと。これは皆さんで決めればいいんですよ。皆さんで意見聞いて決めるならば。まだ私は、何だかもう1回ぐらいやってからの方が、そんな間を置かずに、どっちみちやるとなれば本会議開いてやった方がいい。委員会でできませんよ、いきなり。

○委員【石井俊雄君】 もちろん。委員会は無理だ。

○委員【門口 昭君】 それともう1点は今、石井委員が最後におっしゃってましたけど、何でしたっけ。2点ほど言ってましたね。

○委員【石井俊雄君】 辞めさせてほしいということで手紙がきましたという。

○委員【門口 昭君】 もう1点なんでしたか、その前。

○委員【石井俊雄君】 暴力とか駄目ですよ。

○委員【門口 昭君】 村長呼ぶべきだという意見ね。それも、今日村長呼んでみて、何をどうしろと言うんですか。また、議論熟してませんよ。総括したいって、総括するほど議論しましたか、今日。呼ぶことはやぶさかじゃない。私も賛成。今日呼ぶべき話でも、これはないし。

○委員【石井俊雄君】 今日はいないんだって。いない、来れない。

○委員【門口 昭君】 よかった、ちょうどよかった。そんなことで、議員辞職勧告も、これから、その総括に入るんでしょう、それ。

○委員長【関 克也君】 そうです。

○委員【門口 昭君】 そこでまたもう1回。ですから、そこで気になることを。

○委員長【関 克也君】 確認事項でまたやります。

○委員【門口 昭君】 いずれにしても、今日は何だか、皆さん。以上です、どうぞ。

○委員長【関 克也君】 まだ、話しているから、ちょっと待つて。

○委員【石川博康君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石川博康委員。

○委員【石川博康君】 私もずっと今まで聞いておまして、先ほど休憩時間に門口委員の方から、「博康さん、何で今日しゃべんないんだ、いつもあんなにしゃべってんのに」と言われましたよ。ちょっと本件に関しては非常に慎重に私も考えているんですよ。なぜかと言いますと、4月の7日から一気にだーっと来て今こうなっていますけれども、確かに東間議長、いわゆる、今、容疑者ですね、容疑者のやられた行為というのは非常にまずいという認識は、私も、誰よりも強く思っていますが、やはり議長が今こういうふう逮捕、拘束されている中で、話も本人からも聞けてないということもあるんでしょうけれども、また、被害者の方、我々も議員になってまだ1年生議員4人いるんですけれども、いろいろとやっぱり押さえになってきてたわけです。そんな中でなぜ我々もそういった会に呼ばれなかったのかなというのが1つ疑問ですけれども。残念ですね、もし、私、いたら、やっぱり体張って止めただろうなって気持ち、やっぱり強く思っていますよ。本当にやらなきゃいけないこと、もっとしっかりやっていかなきゃいけないな、議会全体でやらなきゃいけないなって気持ちが強いんですけどね。

その中でやっぱり1つ、確認したいというほどじゃないんですけれども、被害者の方から何も我々聞いてないじゃないですか。当局任せ、これは仕方がないことです。でも、やっぱり被害者の方からも、直接聞ける状況はあるんじゃないかと思うけれども、なぜかちょっと、我々直接ね。テープなどを聞かせてもらいましたけれども、生の声として聞かせていただけてない。そして、ちょっと不思議だなと思うのは全治2週間の被害届がでていんですけれども、2週間会社を、この組織、役場をお休みになってなくて、ある意味しっかり働かれているということも聞いていますから、大丈夫なのかなというところもありますし、そういったところで、ちょっと、そこを双方から全然話も聞けてなくて、話がどんどん進んでいくというところに、ちょっとやっぱり、少し冷静になって、よく考えさせてもらわなくちゃいけないなという部分があるのかなというふうにも思います。

まだまだ、真実、分からない部分がこの事件においてはあるんじゃないかなというところ、そういったところをしっかりと見極めていきたいというのが本音であります。いかがでしょうか。

○委員長【関 克也君】 今、いいですか。門口委員。

○委員【門口 昭君】 全くこれもいい意見だと思います。というのは、これ委員会じゃ参考人は呼べるんですよ、参考人を。まだまだこれ、事実を確かめるには、いろんな方

を、参考人を呼んで聞かなければいけない。そういった意味も込めて先ほど、今日すぐに、性急に議員辞職勧告というのはちょっといかがなのかと。やっぱり参考人として、被害者だけじゃありませんよ。もっともっと、事実はたくさんあるんです。そこを逐一確認しながら、やっぱり慎重にやっていきたいということです。私の意見です。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 今の発言に対してなんですが、これが1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、1年たって、先ほど申しましたように、結果がどう出るのか。これは、警察当局の、刑事の手續、民事もあるかもしれませんが、その完全立証、犯罪をここを立証して、立証というか、議会はそういう場ではないんですよ。先ほど言いましたけど、政治倫理、品位、それを問えばいいんじゃないですか。だから、先ほど言ったように、逮捕されて、もう、けがをしたって皆さん知っているんですよ。ちょっと決を出す前に、東間議長本人から、12日の全員協議会、そのときに何か発言があったと思ったんですけど、委員長、その辺、何か記録とかありますか。本人の弁があったと思うんですけど。

○委員長【関 克也君】 議会の、私のほうから一応簡単に話ししますと、これ議会、5月12日に本会議があったときの議員の打合せのときに、東間議長から、実はこういうことがあったという報告がありました。それで、どういうふうに言っているかということ、一次会に焼酎が1本出て、7割は私が飲んだと。二次会では、カラオケについては、私は歌わずにボトル1本を1人で飲んだと。そういうふうに申しております。普通よりも相当飲んでしまい、私の不徳の致すところと。さらに、酒の量を飲みましたので、車中のことは全く分かりませんでした。そういうことを言っているんですね。

それで、あともう1つ言っているのは、その日の、自宅に戻ってきてから、送迎されて戻ってきてから、その後に職員さんからの電話をいただいたというふうに言っております。実はそれが、ひどいセクハラだったんです、これは聞いています、私。それを録音されて、私大分酔っていて判断できなかったというふうに言い訳をしております。それで、被害届を4月21日出したということであるけれども、弁護士に相談している。結果が出たら、判断をしたいというふうに言っているわけです。大体、大ざっぱにそういうことを言っております。いいですか。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 この話は、出席されている各委員の皆様も耳にしておりますが、確認をさせていただきました。酒に酔った、今の弁護からすると、酒に酔って覚えてないと。しかしながら、現在逮捕されて拘留されているということは、結果が発生している。それに関して、罰金がかかる、懲役になる、民事的に損害賠償を受けるとかという話は、ここで議論する場ではないと考えております。先ほどから言いますように、今の状況、客観的な状況を見て、ここにおられる傍聴席の方、マスコミの方、一般的にどのような流れで、議会は、物事を整理し、考えるだろうかということは、全国の皆様も、千葉県唯一の村は注目されております。全国から、全国でも注目されております。ですから、先ほど私が説明したように、国会議員であっても、市町村議会議員であっても、逮捕段階で、議会として取るべき、議会としての責任、責任追及、また、踏まえて、本人の責任をどう問うべきかということは、幾ら、ここは刑事、民事を話す場じゃないから、いくら結論が出ようが出まいが、もう、ずっとこのような状態が続くわけです。それならば、冒頭に言われた品位、政治倫理について、もう少しまだ時間があります。それを議論が足りないと言えば、それを議論しましょう。改めて、今から品位と政治倫理について議論したいと思います。そうすれば、議会としてどうあるべきかというものが、結論は見出せると思いますが、いかがでしょうか。

○委員【門口 昭君】 いいですか。

○委員長【関 克也君】 いいですよ。門口委員。

○委員【門口 昭君】 それ、政治の倫理と品位、最初、少しやりました。その後もいろいろ話し合ってもう4時半ですよ。

○委員長【関 克也君】 そうですね。

○委員【門口 昭君】 これ、何も今日結論出さなくても、はっきり言えばあしただって開けるんですよ、継続で。何もこれ、疲れ切ったとこで、まとまってない頭でもう1回振出しに戻ってやっても、私は、生産的じゃないと。もう1回今日のことを整理してみて、何も今日のまた、政治と倫理と品位をやればいいじゃないですか、もう1回。そして、本当に議員辞職勧告、適当がどうかと。いや、私も適当だと考えているんですよ。何が何でも一発勝負で、ここでやらなきゃいけない問題なのかと。いや、確かに出尽くしませんよ、みんな。いつも言っていることがみんな出てこないんですから。話しする人は何人かで。だから、みんなでふだんしゃべっているようなことが、ここでやっぱり発言されてほしいんです、私は。そうすれば倫理違反とか、品位違反の、もっともっと固まってくるんじゃ

ないかと思うんですよ。そうして、辞職勧告という方向性といった方が、私、いいと思いますよ。だから、今日の分の総括だけして、だからそれも含めればいいんですよ。議員辞職勧告を今日やりましょうということをししましょうかということにも、総括でまとめてくれれば。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 門口さんの言葉も耳に入りました。やっぱりこの問題は議員辞職勧告決議が妥当だろうと。もうちょっと煮詰めたり調べたりするという話もありましたけれども、だから、今日は、私の希望は、政治倫理を含めて、非常に問題がたくさんあったという意味で、議員辞職勧告に値すると。今後、今後ですよ、今後、適当な時期というか、今後、議員辞職勧告を出していこうということだけで止めて、具体的な問題、具体的に誰がどうのこうのという問題については、また先に行って議論すればいいし、もう少し補足の議論、欲しいというのであれば、もう1回開けばいいし、取りあえずこれだけ集まって協議したわけだから、やっぱり議員辞職勧告に値する問題だったという意味で、委員長の方からまとめの提案をいただければ、それに対して、それぞれの人が自由に判断して、表明すればいいんじゃないですか。私の考えです。

○委員【小倉利一君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 小倉委員。

○委員【小倉利一君】 すいません。門口さんに流されたわけではないんですけど、皆さんの意見も聞くと言うことで、私の意見も述べておかなきゃならないだろうと思いましたが、述べさせていただきますけれども。基本的に司法のことは、我々がここで幾ら議論してもしょうがない。それはもう司法のほうに任せると。ただ、先ほど石川忠夫委員が言われたように倫理面でやるのが妥当ではないかというのは、私の同じ考えでございまして、それこそ議員辞職勧告に値する事件ではないかというふうに私も判断し、慎重に、もう1度でも2度でも皆さんでもっと煮詰めて、6月会議に提出するのか、またその後の会議にするのか別としましても、何て言うんですか、因縁みたいなのを残さずに皆さんが納得できるような結論に持っていったらというのが、私の考えでございます。

以上です。

○委員【井下田政美君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 井下田委員。

○委員【井下田政美君】 私もこの議会改革特別委員会という会議ですから、そういう判

断する場ではないと思いますので、私、別に、そのたび聞こうと思ってたんですが、聞こうというか、質問しようかと思った、質問というか提案しようかと思ったんですけども、4月の16日に逮捕、勾留されてから今日まで、十何日間、議長は拘留されていて、議員活動が一切できていないんですよ。果たして報酬を支払う。これから先、何ヶ月、何週間になるか分からないんですけど、私達議員を含めてそういうことも、報酬差止めというところを検討して、そういうものも今後検討していかなくちゃいけないと思うんですけども、そういうものを検討の分野に入れて、この議会改革を進めていただければと思うんですけど。今後の対応も含めてですね。

○委員長【関 克也君】 意見として、分かりました。いろいろ出るよね。門口委員。

○委員【門口 昭君】 まだまだ、性急に結論だけ急ぐんじゃなくて、今、井下田委員が言ったように、もろもろの問題があるんです。石井委員が言っていましたが、公職選挙法に違反することももうちょっと議論しなくちゃいけない。それから公用車の使い方どうするかという、もうちょっと、もう1、2回はまだ必要かなと。それを何も1ヶ月、2ヶ月先、司法の流れを見ながらお付き合いするんじゃないんですよ。極端にあした、あさってと開いたっていいんです。そういうことを言っているんですよ。だから、今日判断しない方がいいというのは、何ヶ月も待つという話じゃないんです。極論言えば、あしたでもあさってでもいいの。皆さんがいつ開くかというの決めれば。そういうふうに慎重にやりながら、かつ、村民の皆さんに説明しなきゃいけないんです、我々は。ここで我々だけで話しているわけにいかない。こういうことで、こうなりました。いや本当に、全員が議員辞職勧告というのは、皆さん、賛成だと思いますよ。ただ、いつかという話なんです。あしたかあさってか、1ヶ月先かと。これはもうなるべく早い方がいい。住民に説明責任果たすには。そんなふうに考えていますよ。ですから、今日のもう時間は、今日話したことを総括して、その議員辞職勧告もどうするかというような、まとめに入ったほうが、私はいいような気がします。

○委員【石井俊雄君】 まとめてもらえばいい。

○委員【石川忠夫君】 委員長。

○委員長【関 克也君】 ちょっと待って。先に手を挙げていたから、諸岡委員。

○委員【諸岡夏輝君】 すいません。私もちょっと発言が今になってしまったんですけど、これ、特別委員会なので、あくまでどうするという話を今決めるというわけではないと思います。ただ、我々ここ、村民の皆様の代表で座らせていただいているわけですから、そ

れこそ報道の話、SNSしかり、他の諸先輩方の議員さんからも話出ましたけれども、私達、ここで、特別委員会なので、それこそ信用を取り戻していかなきゃいけないわけですよ。そこをやっぱり議論の中心にも、また、これから、これ1回では本当はないと思うので、もうずっとそこは、ここに暮らしていてよかった、長生村で、戻していかなきゃいけないんですよ。そこをやっぱり中心にも考えていかなきゃいけないし、確かに特別委員会の中でやるということであれば、やっぱり信用回復をしていかなきゃいけないという場だと思いますし、我々議員が、残り今、15人の議員として、やっていかなきゃいけないことというのをもう一度考えながら、やらないといけないかなとは思いますが。それこそこれから議論をしていく中で、特別委員会、それから本会議という中でいろいろ話出るのでしょうから、そこであくまで長生村に、また住みたいと言ってくれる方、暮らしたいと思ってくださる方達が、それこそ信用回復していかないといけないというのは私の意見かなと思います。すいません。

○委員【門口 昭君】 すばらしい、すばらしい。

○委員【石川忠夫君】 委員長。最後にしますから。最後にします。

○委員長【関 克也君】 まとめに入る、まとめというか、今日時点のまとめに入る前に、じゃあ、石川忠夫委員。

○委員【石川忠夫君】 議員から、まだ議論は尽くされてないという話、皆さん、お疲れかよく分かりませんが、ここは17時15分まで使えるということなので、あしたやってもいいんじゃないかと、今日できることは今日議論する。今日できなければあした議論するという形で、あともうやっても30分、40分ぐらいなので、議論が尽くせてないということであれば、品位と政治倫理についてももう少し議論したらいかがですか。結論があるということですから、あと10分、品位と政治倫理について語り尽くせない方がいるのであれば、それを今回の事案に対する品位と政治倫理について語ってもらえばいいと思うんですけど、いかがでしょうか。私、最後の質問です。

○委員長【関 克也君】 今の意見、もう少し論議した方がいいというふうに、今日、例えば延会してでも、延ばしてでも論議したほうがいいでしょうという意見ではあったと思います。一応他に御意見ありますか。いいですか。そうすれば。

じゃあ、暫時休憩で。

午後4時37分 休憩

午後4時54分 再開

○委員長【関 克也君】 それでは、委員会を再開させていただきます。

今、求められていることは、いろいろ意見として出たと。いいですか。少し静かに。意見はいろいろ出たと。ただ、出尽くしてはいないということがありますので、委員会としては、引き続き今後もこの問題について、議会改革委員会で、引き続き審議をしていくと、引き続きやるということはもう確認できているというふうに思います。

それで、現時点のこの委員会としての確認事項案をつくりました。というのは、できるだけ早い議会の側の対応をしろというふうに求められています。ですから、今の時点でこれだけは確認できるということを確認事項として整理していきたいというふうに思っています。まだ案ですので、今、読み上げます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 「被害者、職員の人権を守りながら、4月7日の傷害事件の究明を議会なりの方法で行う。どこに問題があったのかの問題点を整理し、再発防止の方策を明らかにし、同様の事件を起こさないための条例等、これは括弧してセクハラ、パワハラ、政治倫理の整備を進めていくこととする。2、問題点から導き出される対応策を議会として一つ一つ実施していく。公用車の使用基準については、執行部側とも協議しながら明確にする。会食の在り方について等も検討していく。3、議会議員は、住民の意見を代表する機関であり、行政のチェック機能を果たす機関である。役場職員は、公務員労働者として住民全体の奉仕者であるから、常にそれぞれの立場をわきまえて行動する。住民の信頼を取り戻せる議会にしていく。4、最初の議会の意思表示として、今後、東間議員の議員辞職勧告決議を上げていくこととする」、このようにしました。特に、4番目の、今後、辞職勧告決議を全体として上げていくこととする。これは、今の時点で、この方向としては、一致できるであろうということで記しましたけれども、もし、異論のある方がいらっしゃれば発言いただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 よろしいでしょうか。

○委員【門口 昭君】 すみません。

○委員長【関 克也君】 門口委員。

○委員【門口 昭君】 いろいろ、先ほど廊下なんかでもいろいろ質問して、誤解している方もいらっしゃるんじゃないかと思って、一言だけ。いや、今後っていつだと。来年か

よ、そんなことも言われるわけです。私は、6月会議でも遅いと思っていますよ。その前に1週間前に議運があります。その日あたりに合わせて、早めに、特別委員会開くなりして、もう会議開いて、決議することも考えられると。そんなことです。ぜひ、2年も3年も待てという話じゃないです。

○委員長【関 克也君】 それはそうです。そのとおりです。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 石井委員。

○委員【石井俊雄君】 ということであれば、「今後」の次に「早急に」という文言を入れたらどうですか。

○委員長【関 克也君】 表現上は書いていないんですが。

○委員【石井俊雄君】 まあ、いいか。

○委員長【関 克也君】 はい、これは求められているのは早急にという意味なんですよ。ですけれども、今後としておいて、引き続き審議もするけれども、辞職勧告決議というのは、最初の意思表示として非常に大事なので、これはできるだけ早くということでございます。

○委員【石井俊雄君】 はい。

○委員長【関 克也君】 表現上これで、4項目で整理したんですけれども、その他の項目で、何か質疑とかございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長【関 克也君】 それでは。

○委員【阿井市郎君】 最後の、この議員辞職決議を上げていくと書いてあるんですけど、これをしようということで意志統一をしたと。それに対して異論ありますか、ないですねと再度確認していただきます。そうしないと、この問題、他へ出て、何だこんなことやるのかという話も出てきちゃって、きちんとやっばり。

○委員【野口康宏君】 いいですねと聞いたよね。

○委員長【関 克也君】 これ、間違いなく、4番目というのは非常に大事な問題で、これはできるだけ早く。

○委員【阿井市郎君】 俺はやりたくねえなんていうのが出てくると困るから。

○委員長【関 克也君】 できるだけ早く議員辞職勧告決議上げていくこととする。これは一致できるでしょうと。

- 委員【門口 昭君】 委員長。
- 委員長【関 克也君】 はい。
- 委員【門口 昭君】 だから、この4番ね。これでいいかということで挙手をお願いします、挙手。挙手させてください。
- 委員長【関 克也君】 じゃあ、こうしましょう。異議なし採決で構いませんか。
- 委員【門口 昭君】 異議なし採決。でも、全員異議なしじゃないと。
- 委員長【関 克也君】 ああ、そうですね。でも。
- 委員【阿井市郎君】 挙手だけ。
- 委員長【関 克也君】 でも、挙手にするとまた、全体の意見、一致できるかという。
- 委員【野口康宏君】 異議なしと言いましたよ、さっき。
- 委員長【関 克也君】 言ったもんね。
- 委員【野口康宏君】 言いましたよ、さっき。
- 委員長【関 克也君】 じゃあ、そういうことで。最後の確認で、4項目のこの確認事項について、委員会として、確認事項を決定するという御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長【関 克也君】 それでは、異議なしと認めて、4項目この確認事項、本日、確認されました。ありがとうございました。

委員会としては、以上で、今日の委員会は、終了ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長【関 克也君】 それでは、今日の委員会は終了させていただきます。

この場所終わりましたら委員会室にまた戻っていただいて、今後の進み方について検討させていただくということで、終わりたいと思います。ありがとうございました。

午後5時00分 閉会

長生村議会委員会条例第26条の規定により署名する。

委員長

委員

委員